

今年度の修改正は、表現の統一化や明確化に伴う修正にとどまっており、競技者に影響を与える大きな修改正はありません。しかし、昨年度に引き続き今後修改正が予定されている部分の告知もあります。競技規則や諸規定を確認の上、競技会に参加されますようお願いします。

○WAによる競技会・記録の大枠の考え方の変更

- ・国際競技会 → ワールドランキングコンペティション(World Ranking Competitions)
- ・ワールドランキングコンペティション対象競技会
→ 「WRk 対象競技会」と表記。(WRk : World Ranking の略)
- ・2023年1月より、WRk 対象競技会での記録でなければ世界記録・ワールドランディング・世界陸上等の大会の参加資格取得に必要な記録(参加標準記録)の対象とならない。

○TR5.2 競技用靴 (再掲…昨年度からの変更なし)

引き続き、トラック・フィールド・ロード すべての競技に適用 (駅伝競走を除く)。

→医療および安全上の理由から、競技用靴 (市販されているものに限る)へのインナーソールの追加、その他の物の挿入および追加は以下の条件でのみ認められる。

- a. 中敷 (インナーソール) の追加または挿入物は、取り外し可能な装具であること (靴の内側に恒久的に固定することはできない)。
- b. 追加物は、ヒールレイズまたはヒールキャップ (例: 跳躍競技用靴)、ブレースまたはストラップ (例: 投げ競技用靴) とする。

★靴底の最大の厚さは購入時から装着されているオリジナルのインナーソールを含む厚さを計測。

《競技用靴・靴底厚さ表 2024年10月31日まで有効》 ※変更なし

種 目		最大の厚さ	その他の要件／注意
ト ラ ッ ク フ イ ー ル ド	800m 未満	20mm	リレーにおいては、各走者が走る距離に応じて適用する。
	800m 以上	25mm	
競歩競技		40mm	トラック競技・道路競技
三段跳		25mm	靴の前の部分の中心点の靴底の厚さは、踵の中心点の靴底の厚さを超えてはならない。
	それ以外 ※全ての投げ競技種目、高さの跳躍及び、三段跳を除く長さの跳躍種目	20mm	
クロスカントリー		25mm	
ロード		40mm	

【重要告知】2024年11月1日以降、靴底厚が下記の表に記載されている最大の厚さを超える既存靴は承認されなくなり、対象競技会では着用できなくなることに注意してください。

《競技用靴・靴底厚さ表 2024年11月1日から有効》

種 目	最大の厚さ	その他の要件／注意
トラック種目 ハーダル種目 障害物競走	20mm スパイクシューズまたは ノン・スパイクシューズ	リレーにおいては、各走者が走る距離に応じて適用。競技場内で行う競歩競技の靴底の厚さは、道路競技と同じとする。
フィールド種目	20mm スパイクシューズまたは ノン・スパイクシューズ	全跳躍種目で、靴の前の部分の中心点の靴底の厚さは、踵の中心点の靴底の厚さを超えてはならない。
道路競技 (競走・競歩)	40mm	
クロスカントリー	20mm スパイクシューズか 40mm ノン・スパイクシューズ	

詳細については、審判講習会資料もしくは2023年度版陸上競技ルールブックを参照されたい。

文責：青柳 智之（日本陸上競技連盟競技運営会委員・JTO／長野陸上競技協会競技運営委員長）



2023 年度 日本陸上競技連盟競技規則 修改正案<2023.2.13>

競技運営委員会
競技規則検討 PT

(太字 : 修改正、追加、挿入 修改正前 : 削除 修改正前&修改正 : 移動)

【一般的に適用される定義】

	修改正前	修改正
国際競技会	<p>別途定めのない限り、次の競技会をいう。</p> <p>1.1 (a) ワールド・アスレティックス・シリーズ (WAS) に含まれる競技会。</p> <p>(b) オリンピック競技大会の陸上競技プログラム。</p> <p>1.2 WA が独占的な管理をせず、エリア、区域、または参加者が单一のエリアに制限されないグループの総合競技大会の陸上競技プログラム。</p> <p>1.3 参加者が单一のエリアに制限されない区域、またはグループの陸上競技選手権大会。</p> <p>1.4 複数の加盟陸連、またはエリア、またはその組み合わせを代表する異なった複数のエリアから参加するチームの対抗戦。</p> <p>1.5 WA がそのグローバル競技体制の一環として分類しカウンシルが承認した国際招待夫会。</p> <p>1.6 1つのエリア陸連が主催したエリア選手権、およびその他のエリア内競技会。</p> <p>1.7 参加者が单一のエリアに制限されているエリア、地区あるいはグループの総合競技大会における陸上競技プログラムおよび、地区あるいはグループの陸上競技選手権大会。</p> <p>1.8 U18 および U20 のカテゴリーに属する競技会を除く、2 以上の加盟団体、または同じエリアの加盟団体の組合せを代表するチームの対抗戦</p> <p>1.9 上記 1.5 に規定される以外の国際招待夫会または競技会で、出場料、賞金、現金以外の賞品の価値が 総額で 5 万米ドルを超えるもの、または、種目別で 8,000 米ドルを超えるものが 1 種目でも含まれるもの。</p> <p>1.10 上記 1.5 に規定されていると同様なエリアのプログラム。</p>	ワールドランキングコンペティションと同じ。
ワールドランキングコンペティション	-	<p>ワールドランキングコンペティションとは、次の競技会をいう。</p> <p>1.1 WA が開催または認可する競技会:</p> <ul style="list-style-type: none"> a. ワールド・アスレティックス・シリーズ (WAS) b. オリンピック競技大会 c. 複数エリアからの参加者による総合競技大会の陸上競技プログラム、およびその他の陸上競技大会の陸上競技プログラム (競技会規則 (CR) および競技規則 (TR) の適用と遵守を条件とする) d. 一日開催の大会／サーキットとラベルロードレース e. 複数エリアからの参加者による国際競技会 <p>1.2 エリア陸連が開催または認可する競技会</p> <ul style="list-style-type: none"> a. エリア選手権 (すべての種別や種目) b. エリア内選手権 c. 参加者が单一のエリアに限定された総合競技大

		<p>会の陸上競技プログラム、およびその他の陸上競技大会</p> <p>d. 一日開催の大会、サーキットとラベルロードレース。</p> <p>e. 國際対抗競技会（単一エリアからの参加者に限る）</p> <p>1.3 加盟団体（各国陸連）によって開催または認可する競技会：</p> <p>a. 各加盟団体選手権大会（世界陸上競技選手権大会および世界室内陸上競技選手権大会に含まれる種目）</p> <p>b. WA の競技会規則（CR）および競技規則（TR）に従って開催され、WA によって定められた条件に従い、承認の期限内に申請書が提出された、加盟連盟が特定するその他の国内大会</p>
--	--	--

【競技会規則（CR）】

条文番号	修改正前	修改正	
CR1 他	「地域陸連」 「(各國の) 陸連、(選手の所属する) 陸連」	「 エリア陸連 」 「 加盟団体 」	
CR2	<p>2.1 カウンシルは本規則に準拠して国際競技会を実施し、競技者、競技者代理人、大会組織者および複数の加盟陸連の関係を律する規定を定めることができる。カウンシルはこれらの規定をうまく適合するよう変更または修正できる。</p> <p>2.2 WA および地域陸連は、適用できる規則や規定に確実に準拠しているのを確認するために、WA および地域陸連の許可証をそれぞれ必要とする国際競技会に参加する 1 名以上の代表者を指定できる。WA または地域陸連の要請により、そのような代表者は問題の国際競技会が終わってから 30 日以内に準拠性に関する報告書を提出する。</p>	<p>2.1 カウンシルは規則に基づいて開催される国際競技会の運営規程や、競技者、競技者代理人、競技会主催者および加盟団体の関係を律する規程を定めることができる。カウンシルは適宜、これらの規程を変更または修正することができる。</p> <p>2.2 WA およびエリア陸連は、適用される規則や規程が遵守されていることを確認するために、WA またはエリア陸連の認可を必要とする国際競技会に出席する 1 名以上の代表者を指名することができる。WA またはエリア陸連の要請により、指名された代表者は当該国際競技会終了後 30 日以内に「遵守に関する報告書」を提出する。</p>	
CR8.2	クロスカントリー競走・道路競走・マウンテンレース・トレイルランニングにおいて ITOs が指名されたら、ITO は主催者に必要な支援を行う。ITO は自身に割り当てられた競技種目実施中ずっと競技場所にいなくてはならない。	クロスカントリー競走・道路競走・マウンテンレース・トレイルランニングにおいて ITOs が指名されたら、ITO は主催者に必要な支援を行う。ITO は自身に割り当てられた競技種目 が行われている間は、常に競技場所にいなくてはならない 。	
CR18.3	トラック競技審判長、場外競技審判長は、レースの順位について、審判員が順位に疑義があり順位を決定できない場合に限り、順位を決定する権限がある。但し、競歩競技の競歩審判員主任が責任を持つ任務の範囲には権限を持たないスタート審判長（スタート審判長が任命されていなければトラック競技審判長）は、もしスタートチームのスタート関連の判定に同意できなければ、当該スタートに関するどんな事実についても決定する権限を持つ。	トラック競技審判長、 競歩競技 審判長は、レースの順位について、審判員が順位に疑義があり順位を決定できない場合に限り、順位を決定する権限がある。但し、競歩競技の競歩審判員主任が責任を持つ任務の範囲には権限を持たない。	スタート審判長（スタート審判長が任命されていなければトラック競技審判長 または競歩競技審判長 ）は、もしスタートチームのスタート関連の判定に同意できなければ、当該スタートに関するどんな事実についても決定する権限を持つ。
CR19 グリーン	…。 別の方法として、審判員が本当の疑惑がある場合には、赤旗を上げたうえで痕跡を保存するか、試技を計測したことを確認したうえでビデオ審判員に助言を求めるこどもできる。	…。 別の方法として、審判員が本当の疑惑がある場合には、赤旗を上げたうえで痕跡を保存するか、試技を計測したことを確認したうえでビデオ審判長に助言を求めるこどもできる。	
CR21.3	写真判定システムあるいはトランスポンダーシステムを使用する場合は写真判定員主任と適切な人数の写真判定員が任命されなければならない。	写真判定システム を使用する場合は、写真判定員主任と適切な人数の写真判定員が任命されなければならない。	

CR22.3	<p>[注意]</p> <p>スターターは全走者を狭い視野に収められるような位置に立たなければならない。クラウチング・スタートを用いるレースでは、全走者が信号器を作動させる前の「用意」の状態で静止しているのが確認できるところに立つことが必要である。</p>	<p>[注意]</p> <p>スターターは全走者を狭い視野に収められるような位置に立たなければならない。クラウチング・スタートを用いるレースでは、全走者が信号器を作動させる前の「Set (用意)」の状態で静止しているのが確認できるところに立つことが必要である。</p>
CR23.4	スターターが競技者に「位置について」を命じた時には、出発係はTR16.3と16.4が守られていることを確認しなければならない。	スターターが競技者にスタートの位置に着くよう命じた時には、出発係はTR16.3と16.4が守られていることを確認しなければならない。
CR28	<p>[注意]</p> <p>計測機器の一連のチェックは当該機器を使用する次の競技が行われるまでの間に行う。競技中に正常に作動しないといった正当な理由がある場合には競技中に計測機器のチェックを行うが、その際には通常は検査済鋼鉄製巻尺を使用せずにチェックを行う。</p> <p>[注釈]</p> <p>距離を測るチェックポイントにゴルフのティー等でマークしておき、速やかにチェックできるようにしておくとよい。</p>	<p>[注意]</p> <p>計測機器の一連のチェックは当該種目の競技終了後にも、あるいは競技中に正常に作動しないといった正当な理由がある場合には競技中にも行うが、その際には通常は検査済鋼鉄製巻尺を使用せずに行う。</p> <p>[注釈]</p> <p>距離を測るチェックポイントにゴルフのティー等でマークしておき、速やかにチェックできるようにしておく。競技中や競技終了後のチェックでは、検査済鋼鉄製巻尺は使用せず、マークしたティー等の距離が競技開始前に計測した値と同じであるかを確認する。</p>
CR31.14.5	TR32と34のもとで行われる400m(4×200mリレーおよび4×400mリレーを含む)までのすべてのレースの世界記録の公認は、・・・	CR32とCR34の対象となる400m(4×200mリレーおよび4×400mリレーを含む)までのすべてのレースの世界記録の公認は、・・・
CR31.21.3	スタート地点とフィニッシュ地点間全体の標高の減少は1,000分の1km(0.1%)、即ち1kmあたり1mを超えてはならない。	スタート地点とフィニッシュ地点間全体の標高の減少は1,000分の1(0.1%)、即ち1kmあたり1mを超えてはならない。
CR32	<p>男子</p> <p>写真判定・手動計時・トランスポンダー計時 道路競技 5km 10km ハーフマラソン・・・</p> <p>女子</p> <p>写真判定・手動計時・トランスポンダー計時 道路競技 5km 10km ハーフマラソン・・・</p>	<p>男子</p> <p>写真判定・手動計時・トランスポンダー計時 道路競技 1マイル* 5km 10km ハーフマラソン・・・</p> <p>女子</p> <p>写真判定・手動計時・トランスポンダー計時 道路競技 1マイル* 5km 10km ハーフマラソン・・・</p> <p>*記録の初回認定は2023年9月1日とし、男子3分50秒以内、女子4分19秒以内の記録を対象とする。その時点で上記記録が達成されていなかった場合、その時点でのベストタイムが世界記録となる。 写真判定装置による0.01秒単位の記録、またはトランスポンダーシステムによる0.1秒単位の記録が認められる。</p>
CR32	<p>[注意]</p> <p>i 競歩競技を除く女子の道路競走については、WAは男女混合レース(男女混合)で達成された世界記録と女子レース(女子単独)で達成された世界記録という2つの世界記録を公認するものとする。</p> <p>ii 女子単独の道路競走は、男女異なるスタート時間を設けることで実施できる。その際、特にコースが同じ箇所を複数回通過するように設定されている場合は、助力、ペース調整、妨害の可能性を防ぐべく適切な時間差が設定されるべきである。</p>	<p>[注意]</p> <p>i 競歩競技を除く女子の道路競走については、WAは男女混合レース(男女混合)で達成された世界記録と女子レース(女子単独)で達成された世界記録という2つの世界記録を公認するものとする。</p> <p>女子の競歩競技については、男女混合レース(男女混合)または女子レース(女子単独)のどちらかで達成された1つの世界記録を公認するものとする。</p> <p>道路競技の1マイルについては、単一の性別者のみが出場したレースの記録を世界記録として公認する。</p>

		<p>〔注意〕</p> <p>ii 女子単独の道路競走は、男女異なるスタート時間を設けることで実施できる。その際、特にコースが同じ箇所を複数回通過するように設定されている場合は、助力、ペース調整、妨害の可能性を防ぐべく適切な時間差が設定されるべきである。</p>
CR37.10	<p>男子 写真判定・手動計時・トランスポンダー計時 道路競技 5 km 10km 15km 10 マイル・・・</p> <p>女子 写真判定・手動計時・トランスポンダー計時 道路競技 5 km 10km 15km 20km ・・・</p>	<p>男子 写真判定・手動計時・トランスポンダー計時 道路競技 1マイル* 5 km 10km ハーフマラソン・・・</p> <p>女子 写真判定・手動計時・トランスポンダー計時 道路競技 1マイル* 5 km 10km ハーフマラソン・・・</p> <p>*初回認定は 2023 年 12 月 31 日とする。 写真判定装置による 0.01 秒単位の記録、またはトランスポンダーシステムによる 0.1 秒単位の記録が認められる。</p> <p>女子の競歩競技については、男女混合レース（男女混合）または女子レース（女子単独）のどちらかで達成された 1 つの日本記録を公認するものとする。 道路競技の 1 マイルについては、単一の性別者のみが出場したレースの記録を日本記録として公認する。</p>

【競技規則 (TR)】

TR1	<p>〔国際〕 国際競技会定義に定められた競技会は、World Athletics (以下、WA) 競技規則に基づいて行われなければならない。</p> <p>〔国際－注意〕 WA 加盟団体は、自国内の競技会運営にあたっては WA 競技規則を適用することを推奨する。</p>	<p>〔国際〕 ワールドランキングコンペティションは、WA 競技会規則 (CR)、競技規則 (TR) および WA が定める諸規則に従って行われなければならない。WA グローバルカレンダーに記載されるものとする。</p> <p>〔注意〕 ワールドランキングコンペティションに該当しない競技会であっても、加盟団体は WA 競技会規則 (CR)、競技規則 (TR) および WA の定める諸規則を適用して実施するべきである。</p>												
TR3.1	〔国内〕 国内のユース、ジュニアの競技会では年齢区分の下限は設けない。	〔国内〕 国内の U18、U20 の競技会では年齢区分の下限は設けない。												
TR5.2	〔国内〕 競技用靴に関する主要規則	〔競技用靴に関する規程 主要項目抜粋〕												
TR5.2	<p>・靴底の最大の厚さ（購入時から装着されているオリジナルのインナーソールを含む）は、2024年10月31日までは以下の通りとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>靴底の最大の厚さ</th> <th>要件・備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フィールド種目（除：三段跳）</td> <td>20mm</td> <td>全投てき種目と高さを競う跳躍種目および三段跳を除く、長さを競う跳躍種目に適用。</td> </tr> </tbody> </table>	種目	靴底の最大の厚さ	要件・備考	フィールド種目（除：三段跳）	20mm	全投てき種目と高さを競う跳躍種目および三段跳を除く、長さを競う跳躍種目に適用。	<p>・靴底の最大の厚さ（購入時から装着されているオリジナルのインナーソールを含む）は、2024年10月31日までは以下の通りとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>靴底の最大の厚さ</th> <th>要件・備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フィールド種目（除：三段跳）</td> <td>20mm</td> <td>全投てき種目と高さを競う跳躍種目および三段跳を除く、長さを競う跳躍種目に適用。</td> </tr> </tbody> </table>	種目	靴底の最大の厚さ	要件・備考	フィールド種目（除：三段跳）	20mm	全投てき種目と高さを競う跳躍種目および三段跳を除く、長さを競う跳躍種目に適用。
種目	靴底の最大の厚さ	要件・備考												
フィールド種目（除：三段跳）	20mm	全投てき種目と高さを競う跳躍種目および三段跳を除く、長さを競う跳躍種目に適用。												
種目	靴底の最大の厚さ	要件・備考												
フィールド種目（除：三段跳）	20mm	全投てき種目と高さを競う跳躍種目および三段跳を除く、長さを競う跳躍種目に適用。												

		全フィールド種目で、靴の前の部分の中心点の靴底の厚さは、踵の中心点の靴底の厚さを超えてはならない。			全フィールド種目で、靴の前の部分の中心点の靴底の厚さは、踵の中心点の靴底の厚さを超えてはならない。
三段跳	25mm	靴の前の部分の中心点の靴底の厚さは、踵の中心点の靴底の厚さを超えてはならない。	三段跳	25mm	靴の前の部分の中心点の靴底の厚さは、踵の中心点の靴底の厚さを超えてはならない。
トラック種目 (800m未満の種目、ハーダル種目を含む)	20mm	リレーにおいては、各走者が走る距離に応じて適用する。	トラック種目 (800m未満の種目、ハーダル種目を含む)	20mm	リレーにおいては、各走者が走る距離に応じて適用する。
トラック種目 (800m以上の種目、障害物競走を含む)	25mm	リレーにおいては、各走者が走る距離に応じて適用する。競技場内で行う競歩競技の靴底の最大の厚さは、道路競技と同じとする。	トラック種目 (800m以上の種目、障害物競走を含む)	25mm	リレーにおいては、各走者が走る距離に応じて適用する。競技場内で行う競歩競技の靴底の最大の厚さは、道路競技と同じとする。
クロス カントリー	25mm スパイクシューズ または 40mm ノン・スパイクシューズ	競技者はスパイクシューズでもノン・スパイクシューズ(ロードシューズなど)を履くことができる。スパイクシューズを履く場合、靴底の最大の厚さは25mmを超えてはならない。ノン・スパイクシューズを履く場合、靴底の最大の厚さは40mmを超えてはならない。	クロス カントリー	25mm スパイクシューズ または 40mm ノン・スパイクシューズ	競技者はスパイクシューズまたはノン・スパイクシューズ(ロードシューズなど)を履くことができる。スパイクシューズを履く場合、靴底の最大の厚さは25mmを超えてはならない。ノン・スパイクシューズを履く場合、靴底の最大の厚さは40mmを超えてはならない。
道路競技 (競走、競歩)	40mm		道路競技 (競走、競歩)	40mm	
マウンテンレースと トレイルレース	制限なし		マウンテンレースと トレイルレース	制限なし	

・靴底の最大の厚さ（購入時から装着されているオリジナルのインナーソールを含む）は、2024年11月1日からは以下の通りとする。

種目	靴底の最大の厚さ	要件・備考
トラック種目 ハーダル種目 障害物競走	20mm スパイクシューズ または ノン・スパイクシューズ	リレーにおいては、各走者が走る距離に応じて適用する。競技場内で行う競歩競技の靴底の厚さは、道路競技と同じとする。
フィールド種目	20mm スパイクシューズ または ノン・スパイクシューズ	全跳躍種目で、本規程10.3および10.4に記載のとおり、靴の前の部分の中心点の靴底の厚さは、踵の中心点の靴底の厚さを超えてはならない（前足の中心は、靴の内部の長さの75%にある靴の中心点。踵の中心は、靴の内部の長さの12%にある靴の中心点）。
道路競技 (競走・競歩)	40mm	
クロス カントリー	20mm スパイクシューズ または 40mm ノン・スパイクシューズ	競技者はスパイクシューズまたはノン・スパイクシューズ(ロードシューズなど)を履くことができる。スパイクシューズを履く場合、靴底の最大の厚さは20mmを超えてはならない。ノン・スパイクシューズを履く場合、靴底の最大の厚さは40mmを超えてはならない。

		<p style="text-align: center;">マウンテンルースと トレインルース</p> <p style="text-align: center;">制限 なし</p> <p>重要告知: 本規程 5.3 に従い、2024 年 11 月 1 日以降、 靴底厚が上記の表に記載されている最大の 厚さを超える既存靴は承認されなくなり、 対象競技会では着用できなくなる。</p>
TR5 〔国内〕	ii アスリートビブス（ビブス）の大きさは、横 24 cm 以内×縦 16 cm 以内とし、個人を識別する文字や数字等の大きさは縦最低 6cm～最高 10cm する。腰ナンバー標識は 12cm×18cm を標準とする。	ii アスリートビブス（ビブス）の大きさは、横 24 cm 以内×縦 16 cm 以内とする。個人を識別する文字や数字等の大きさは、競技会における広告および展示物に関する規程参照。腰ナンバー標識は 12cm×18cm を標準とする。
TR5 〔注意〕	<p>iii アスリートビブス（ビブス）上部の広告（スポンサー名）は、縦 6 cm 以内、横 24 cm 以内とする。</p> <p>iv アスリートビブス（ビブス）の広告は、男女別および種目別に分けることができる。</p> <p>v アスリートビブス（ビブス）の下部の大会名等は、縦 4 cm 以内とする。</p> <p>vi アスリートビブス（ビブス）の広告を含め、競技者がアスリートビブス（ビブス）を切ったり、曲げたり、文字を隠したりした時は、出場停止にすることができる。</p>	(詳細は広告および展示物に関する規程参照)
TR6.2	<p><u>〔注釈〕</u> <u>TR7 ならびに TR8 でいうラウンドとは、予選や決勝などのことであり、走高跳、棒高跳でのある高さ、他のフィールド競技における試技回数とは異なる。</u></p>	<移動> TR7.4 へ
TR6.3.4	何らかの機械的補助を利用すること。ただし、そうした補助を利用しても、利用しない他の競技者よりも有利にならないと考えられる場合を除く。	何らかの機械的補助を利用すること。ただし、機械的補助用具規程 (the Mechanical Aids Regulations) に従って許可 (承認) された、あるいは認められた、障がないのある競技者が使用することを除く。 機械的補助用具規程参照。
TR7.4	<TR6.2 から移動>	<p><u>〔注釈〕</u> <u>TR7 ならびに TR8 でいうラウンドとは、予選や決勝などのことであり、走高跳、棒高跳でのある高さ、他のフィールド競技における試技回数とは異なる。</u></p>
TR9 グリーン	TR9.2.1 の目的は 5000m 以上の長距離種目の実施を促進することであり、より長い種目の場合に 1 人または 2 人の男子もしくは女子選手が出場した場合に（例えば、10,000m 以上の競歩競技）、…	TR9.2.1 の目的は 5000m 以上の長距離種目の実施を促進することであり、より長い種目の場合で男女のいずれかまたは男女ともに少数の競技者が出場する場合に（例えば、10,000m 以上の競歩競技）、…
TR11.1	競技者の記録は、本連盟規則に基づいて準備された競技会で、かつ本連盟が認めた用器具を競技者が使った時でなければ有効としない。	<p><u>〔国際〕</u> <u>ワールドランキングコンペティションで達成された記録のみを有効とする。…</u></p> <p><u>〔国内〕</u> 競技者の記録は、本連盟規則に基づいて準備された競技会で、かつ本連盟が認めた用器具を競技者が使った時でなければ有効としない。</p>
TR11.2.1	CR1に規定されている統括団体(加盟団体)が認めている種目であること。	CR1に規定されている 競技会統括団体が開催を承認している競技会 であること。
TR11.2.2	その競技に公認審判員が委嘱され、審判員によって運営されていること。	公認審判員が指名され、当該競技会の審判にあたっていること。
TR11.2.3	必要に応じて規則に合致した用器具が用いられていること。	規則に準拠した 機器や用器具が使用 されていること。
TR11.3.1	CR1に規定される統括団体(加盟団体)が競技会の開催を公認している。	CR1に規定されている 競技会統括団体が開催を承認している競技会 であること。
TR11.3.2	公認審判員が指名され、当該競技会の審判にあたっている。	公認審判員が指名され、当該競技会の審判にあたっていること。

TR11.3.3	規則に準拠した機器や用器具が使用されている。	規則に準拠した機器や用器具が使用していること。
TR13	…採点方法は、競技開始までに参加チームの合意を得なければならない。ただし、適用される規則で規定がある場合はその限りではない。	…採点方法は、競技開始までに参加する加盟団体またはチームの合意を得なければならない。ただし、適用される規則で規定がある場合はその限りではない。
TR14.1	…。 縁石を撤去しコーンまたは旗で代用する（代用縁石を含む）方法は、水濠を越えるためにメイントラックを離れる障害物競走、TR17.5.2によるグループスタートの外側、そして縁石設置のない直走路にも…	…。 縁石を撤去しコーンまたは旗で代用する（代用縁石を含む）方法は、水濠を越えるためにメイントラックを離れる障害物競走、TR17.5.2による第1グループと第2グループの走路の境界、縁石設置のない直走路にも…
TR15.3	〔国際〕 国際競技会定義1.1～1.3、1.6に該当する競技会。 CR32あるいはCR34のもとで世界記録として…	〔国際〕 国際競技会定義1.1～1.3、1.6に該当する競技会。 CR32あるいはCR34の対象となる世界記録として…
TR16.2.3	〔国内〕 スタートの準備が全て整っていない、スタートを中断しようと考えた場合には、「立って」の言葉を用いる。	〔国内〕 スタートの準備が全て整っていないと判断したり、スタートを中断しようと考えた場合には、「立って」の言葉を用いる。
TR16.7. グリーン	…。 しかし、ピストル発射前に手や足を動かしていないでも、何らかの連続的な動きで効果的にスタートしようとする「ローリングスタート」があったとスターター（またはリコーラー）が判断したなら、レースはリコール（呼び戻し）されなくてはならない。リコール（呼び戻し）はスターターやリコーラーによってなされるが、競技者が動き始めたとき、ピストルを撃って呼び戻すべきと判断できる最良に位置にいるのはスターターである。このケースではスタート合図前に競技者が動作を開始したとスターターが確認するなら、不正スタートが課せられるべきである。 〔注意〕ii)に従って立ち姿勢からスタートする種目では、…	…。 しかし、スターターによる号砲前に競技者が手や足を動かしていないでも、号砲のタイミングを予想し、何らかの連続的な動きで効果的にスタートしようとする「ローリングスタート」があったとスターター（またはリコーラー）が判断したなら、レースはリコール（呼び戻し）されなければならない。リコール（呼び戻し）はスターターまたはリコーラーによって行うことができるが、競技者が動き始めたとき、「ローリングスタート」の有無を判断できる最適な立場にあるのはスターターである。スターターが、号砲の前に競技者が動作を開始したと確認するなら、不正スタートが与えられるべきである。 〔注意〕ii)に従って立位（スタンディングポジション）でスタートする種目では、…
TR17.2.2	別の競技者が上記妨害行為を引き起こしたと審判長が判断した場合、	別の競技者が上記妨害行為を意図的に引き起こしたと審判長が判断した場合、
TR17.14	途中時間や予想優勝時間は、公式にアナウンスまたは表示することができる。2か所までの指定された場所で時間を読み上げることができる各1名を、許可あるいは指名できる。審判長より事前に承認を得ない限り、いかなる者も競技区域内で時間を競技者に知らせてはならない。こうした許可が与えられるのは、レースに参加している競技者全員が途中時間を知ることができるように地点や環境下に、競技者が視認できる時間表示がない場合に限定される。 本規則に違反し途中経過時間を知らされた競技者は、助力を受けたと見なし、TR6.2を適用する。	途中時間や予想優勝時間は、公式にアナウンスまたは表示することができる。審判長は、レースに参加している競技者全員が途中時間を知ることができるような地点や環境下に視認できる時間表示がない場合に限り、2か所まで場所を指定し、その場所で時間を読み上げができる各1名を、許可あるいは指名できる。審判長より事前に承認を得ない限り、いかなる者も競技区域内で時間を競技者に知らせてはならない。 本規則に違反し途中経過時間を知らされた競技者は、助力を受けたと見なし、TR6.2を適用する。
TR19.10.1	トラックレースでは、ちょうど0.1秒で終わる以外は、次の0.1秒として変換され記録される。すなわち、10秒11は10秒2と記録される	トラックレースでは、ちょうど0.1秒で終わる以外は、次のより長い0.1秒として変換され記録される。 例 10.11 → 10.2
TR19.10.2	レースの一部または全部が競技場外で行われる場合の計時は、ちょうど秒で終わる以外は、次の秒として変換され記録される。	レースの一部または全部が競技場外で行われる場合の計時は、0.1秒単位が厳密に「.0」にならない場合は、次のより長い1秒として変換され記録される。
TR19.17	…。この場合、画像上に表示された時間はいかなる状況においても公式記録を見なされないが、画像は競技者間の順位を判断し、時間差を調整するための有効な材料として用いることができる。	…。この場合、画像は競技者間の順位を判断し、時間差を調整するための有効な材料として用いることができる。

TR19.19	…。 写真判定員主任は トラック競技審判長とスタートーの協力を得て、そのシステムが自動的にスタートーの信号器の合図で承認された写真判定装置が TR19.13.2 に定められた時間内 (0.001 秒以内) で正しく作動するかどうかのゼロ・コントロールテストを、各セッション (午前の部または夜の部) の開始前に実施しなければならない。	…。 写真判定員主任は トラック競技審判長とスタートーの協力を得て、 写真判定システムがスタートーの信号器の合図によって自動的に、TR19.13.2 に定められた時間内(0.001 秒以内)で正しく作動するかどうかのゼロ・コントロールテストを、各セッション(午前の部または夜の部) の開始前に実施しなければならない。
TR19.23.3	(新規追加)	[注意] 道路競技の 1 マイルは、次より長い 0.01 秒に変換する (切上げる)。
TR19.24.5	(新規追加)	[注意] ii. 道路競技の 1 マイルは、次より長い 0.1 秒に変換する (切上げる)。
TR23.4	[例 2] (9 レーン・外水濠・第 1 障害の移動) スタートラインから最初の 1 周に入るまで障害物を置かない 39m280 最初の 1 周に入ってから第 1 障害物までの距離 15m104 スタートラインから最初の障害物まで 70m (第 1 障害物を移動する距離 15m616) 第 1 障害物から第 2 障害物までの距離 84m592	[例 2] (9 レーン・外水濠・第 1 障害の移動) スタートラインから最初の 1 周に入るまで障害物を置かない 39m280 スタートラインから最初の障害物まで 70m 最初の 1 周に入ってから第 1 障害物までの距離 30m720 (第 1 障害物を フィニッシュライン側 に移動する距離 15m616) 第 1 障害物から第 2 障害物までの距離 84m592
TR24.11	リレー競技のチームの編成は、各ラウンドの第 1 組の招集完了時刻の 1 時間前までに正式に申告しなければならない。一度申告したらその後の変更は、招集完了時刻までに主催者が任命した医務員の判断がない限り、認められない。	リレー競技のチームの編成は、各ラウンドの第 1 組の招集完了時刻の 1 時間前までに正式に申告しなければならない。一度申告したらその後の変更は、 その組の招集完了時刻までに主催者が任命した医務員の判断がない限り、認められない。
TR24.13.2	はじめの二人の走者はレーンで走り、・・・	第 1 走者と第 2 走者はレーンで走り、・・・
TR25.3	…。 各マーカーが单一のものであることの要件は、審判長によって分かりやすく解釈されるべきである。例えば製造業者が 2 つの部品を使用して、そのように使用することを意図した単一の構造を作る場合、それは許されるべきである。同様に競技者がマークを同じ場所に置くことを選択した場合、または走高跳で、テープを細かく裂きより鮮明に目立たせる目的で異なる形の単一マーカーを作った場合は、それぞれ許容されるべきである。	…。 各マーカーが一体構造のものであることの要件は、審判長によって分かりやすく解釈される必要がある。例えば、製造業者がそのように使用することを意図した一体構造物を作るために 2 つの部品を使用することは許されるべきである。同様に、複数の競技者がマークを同じ場所に置くことを選択した場合、または走高跳で、テープを細かく裂きより鮮明に目立たせる目的で異なる形状のマーカーを作った場合も、それぞれ許容されるべきである。
TR25.6	(新規追加)	[注意] v 国際競技会定義 1.5、1.9、1.10 の競技会では、当該競技会に適用される規則または主催者が決定する他の方法によって、競技者はシード、ランク付け、競技順序が割り当てられる場合があるが、その内容は事前に競技者とその代理人に通知されることが望ましい。
TR25.12	[国内] 予選通過標準記録および決勝の競技者数など予選の条件は、主催者が決める。	[国内] 予選通過標準記録および決勝の競技者数など予選 通過 の条件は、主催者が決める。
TR25.17	担当審判員は競技者に試技を開始するための用意が完了していることを示さなくてはならず、この瞬間から試技時間のカウントダウンが始まる。 棒高跳における時間は、競技者からの事前の申告に従ってバーが調整された時から開始する。さらに調整するための追加時間は認められない。 競技者が試技時間内に競技を開始していれば、試技の完了前に試技時間が超過しても、その試技は認められ	担当審判員は競技者に試技を開始するための用意が完了していることを示さなくてはならず、この瞬間から試技時間のカウントダウンが始まる。 棒高跳における時間は、競技者からの事前の申告に従ってバーが調整された時から開始する。さらに調整するための追加時間は認められない。 競技者が試技時間内に競技を開始していれば、試技の完了前に試技時間が超過しても、その試技は認められ

	<p>る。</p> <p>試技時間のカウントダウンが始まった後に競技者がその試技を行う意思がない場合、制限時間が過ぎるのを待って無効試技として扱う。</p> <p>次の試技時間は通常は超えてはならない。試技時間を越えたら TR25.18 を除き、無効試技として記録する。</p>	<p>る。</p> <p>試技時間のカウントダウンが始まった後に競技者がその試技を行わないと決めた場合、制限時間が過ぎるのを待って無効試技として扱う。</p> <p>次の試技時間は超えてはならない。試技時間を越えたら TR25.18 を除き、無効試技として記録する。</p>
TR25.17	** 単独種目・混成競技ともに、残っている競技者数に関係なく適用し、走高跳・棒高跳では高さが変わった場合にも適用する。	** 単独種目・混成競技ともに、 残っている競技者数が2名以上 の時に適用し、走高跳・棒高跳では高さが変わった場合にも適用する。
TR25.17 グリーン	…。審判員と審判長は特に時計をスタートさせる時間を決定するときや、「タイムアウト」となり無効試技を宣告するときに、現在置かれている競技会の環境を十分に理解していなければならない。	…。審判員と審判長は特に時計をスタートさせる時間を決定するときや、「タイムアウト」となり無効試技を宣告するときは、 イベントプレゼンテーションの指示の内容も含めた競技会の進行状況を十分に理解していなければならない。
TR27.8	…。 バー止めはバーの両端の下辺と同じ高さとする。	…。 バー止めはバーの両端 直下 の踏切場所の地面から同じ高さでなければならない。
TR28.12 グリーン	(1) 競技者がタッチしたクロスバーがバー止め上で震えることがよくある。審判員主任はクロスバーの位置に応じてバーの揺れを止めるタイミングを決め、特に TR20.10 と TR28.4 に含まれる特別な状況を見極め、適切な旗を掲げなければならぬ。	(1) 競技者がタッチしたクロスバーがバー止め上で 揺れている ことがよくある。審判員主任はクロスバーの位置に応じてバーの揺れを止めるタイミングを決め、特に TR26.10 と TR28.4 に含まれる特別な状況を見極め、適切な旗を掲げなければならぬ。
TR29.12	風速は競技者が踏切板から走幅跳で 40m、…	風速は競技者が踏切線から走幅跳で 40m、…
TR31.4	[国内] 踏切板は砂場の近い方の端から男子 13m、女子 10m よりも短くしないことが望ましい。	[国内] 踏切線は砂場の近い方の端から男子 13m、女子 10m よりも短くしないことが望ましい。
TR32.14 グリーン	TR32.14.2 の注釈の追加は、砲丸投、円盤投またはハンマー投で…	TR32.14.2 [注意] は、砲丸投、円盤投またはハンマー投で…
TR38.1 TR38.8 TR38.9	握り	グリップ
TR38.1	…。上記以外の投げ方は認められない。	…。 正常とはいえない投げ方は認められない。
TR38.7	柄は先端に向け尖った金属の頭部とつながっていなければならない。先端部分はすべて金属でなければならぬ。頭部の表面が全体的に滑らかで均一であることを条件として、穂先の先端に別の合金で補強した先端を取り付けてもよい。先端の角度は 40 度を超えないものとする。	柄は 穂先 に向けて金属の頭部とつながっていなければならない。 頭部 は全て金属製でなければならない。頭部の表面が全体的に滑らかで均一で あれば (TR33.4 参照)、頭部の端に別の合金で補強した 先端部 を取り付けてもよい。 先端部 の角度は 40 度を 超えてはならない 。
TR38.9	切断面はどこでも完全に円形でなければならない ([注意] i 参照)。柄の最大直径は握りの直前でなければならない。握りの下の部分を含む柄の中央の部分は、筒状かやりの後方に向かって幾分細くなるようにするが、直径の減少は握りの直前、直後について 0.25 mm を超えてはならない。握りのところから、やりは先端と末端に向かってだんだん細くする。 握りのところから先端および末端に至る縦断面は直線であるか、もしくは、わずかなふくらみがあつてもよいが ([注意] ii 参照)、穂先の直前の部分および握りの直前、直後の部分を除き、やりの長さの全体を通して直径に急な変化をつけてはいけない。やりの穂先の後ろの部分における直径の減少は 2.5 mm 以下とし、…	切断面はどこでも完全に円形でなければならない ([注意] i 参照)。柄の最大直径は グリップ の直前でなければならない。 グリップ の下の部分を含む柄の中央の部分は、筒状かやりの後方に向かって幾分細くなるようにするが、 グリップ の直前から直後までの直径の減少は 0.25 mm を超えてはならない。やりは、グリップから 先端部 の先と 後部末尾 に向かってだんだん細くなつていなければならない。 グリップ から 先端部 の先および 後部末尾 に至る縦断面は直線であるか、もしくは、わずかなふくらみがあつてもよいが ([注意] ii 参照)、 頭部 の直前の部分および グリップ の直前、直後の部分を除き、やりの長さの全体を通して直径に急な変化をつけてはならない。やりの 頭部 の後ろの部分における直径の減少は 2.5 mm 以下とし、…

TR38.9	[注意] ii …、やりと直定規の間に 0.20 mm 厚のフィラー・ゲージが入る隙間があつてはならない。ただし、これは穂先と柄の接合部分については適用しない。	[注意] ii …、やりと直定規の間に 0.20 mm 厚のフィラー・ゲージが入る隙間があつてはならない。ただし、これは 頭部 と柄の接合部分については適用しない。
TR38.12	金属製穂先の角度は 40 度を超えてはならない。穂先の先端から 150 mm のポイントでの直径は柄の一番太いところの 80% を超えてはならない。重心と金属製穂先の先端との中間点において、直径は柄の一番太いところの 90% を超えてはならない。	金属製 頭部の先端部 の角度は 40 度を超えてはならない。 頭部の先端部 から 150 mm のポイントでの直径は柄の一番太いところの 80% を超えてはならない。重心と金属製 頭部の先端部 との中間点において、直径は柄の一番太いところの 90% を超えてはならない。
TR38.13 グリーン	C. 落下域において距離を計測するための痕跡を確認する審判員。もし、やりが角度線の外に落下した場合、この審判員もしくはプリズムを持っている審判員は、その事實を、腕を外に向けるようなしぐさで伝える。有効試技の場合はこのような合図は不要である。	C. 落下域において距離を計測するための痕跡を確認する 1名ないし 2 名の審判員 。もし、やりが角度線の外に落下した場合、この審判員もしくはプリズムを持っている審判員（ 角度線に近い方のどちらか ）は、その事實を、 腕を外に向けてまっすぐ示すようなしぐさで伝える 。やりが 頭部から先に着地しなかった と判断した場合にも適切な合図が必要で、 旗以外の何らかの合図で伝えることを推奨する 。有効試技の場合はこのような合図は不要である。
TR39.9 グリーン	…。 TR39.9 には競技会における単独種目ごとに 1 つの計時システムのみが適用されるとあるので、すべての競技者は手動計時用の混成競技採点表を使用して、手動時間基づいてポイントを決定する。 他の種目ではすべての競技者が写真判定で計時できた場合、その種目は写真判定用の混成競技採点表を使用することができる。	…。 TR39.9 には競技会における単独種目ごとに 1 つの計時システムのみが適用されるとあるので、 異なる計時システムが用いられた場合 、すべての競技者の ポイント は手動計時用の混成競技採点表を使用して決定する。 他の種目ですべての競技者が写真判定で計時できた場合、その種目は写真判定用の混成競技採点表を使用して ポイントを決定する ことができる。
TR54.7.3	距離 (その長さを含む) 5,000m・5kmまで 10,000m・10kmまで 20,000m・20kmまで 30,000m・30kmまで 35,000m・35kmまで 3分30秒 50,000m・50kmまで	距離 (その長さを含む) 5,000m・5kmまで 10,000m・10kmまで 20,000m・20kmまで 30,000m・30kmまで 35,000m・35kmまで 40,000m・40kmまで 50,000m・50kmまで
TR54.12	競技者は競技役員の許可と監視下にある場合、歩くべき距離を短くしない条件ならば、示されたコースを離れることができる。	競技者は競技役員の 許可を得て、かつその監督下にある場合は、コースを離れたことにより歩くべき距離が短くならないことを条件に、示されたコースを離れる ことができる。
TR54.13	審判長が審判員、監察員またはそれ以外の報告により、競技者がコースをはずれ距離を短くしたと判定した場合、競技者は失格となる。	審判長が審判員、監察員またはそれ以外の 大会関係者 の報告により、競技者がコースをはずれ距離を短くしたと判定した場合、競技者は失格となる。
TR55.1	道路競技の標準となる距離は、5km、10km、15km、20km…	道路競技の標準となる距離は、 1マイル 、5km、10km、15km、20km…
TR55.2	[注意] i 標準距離の道路競走においては・・・50%以下とする。世界記録の公認については CR32.21.2 を参照すること。	[注意] i 標準距離の道路競走においては・・・50%以下とする。世界記録の公認については CR31.21.2 を参照すること。
TR55.3	[注意] iv 標準距離の道路競走においては、スタートとフィニッシュ地点の 2 点間の標高の減少は全体として 1,000 分の 1(0.1%) を超えないことが望ましい(即ち 1 kmあたり 1m)。記録の公認については CR32.21.3 を参照すること。	[注意] iv 標準距離の道路競走においては、スタートとフィニッシュ地点の 2 点間の標高の減少は全体として 1,000 分の 1(0.1%) を超えない ものとする (即ち 1 kmあたり 1m)。世界記録の公認については CR31.21.3 を参照すること。

TR55.5	<p><u>〔国際〕</u></p> <p>ロードリレーでは、…10mにも引く。引継ぎは、主催者が別途規定しない限り、前走者と次走者との間で受け渡すことを指し、そのすべての動作がこの引き継ぎ区域内で完結しなければならない。</p>	<p><u>〔国際〕</u></p> <p>ロードリレーでは、…10mにも引く。引継ぎは、主催者が別途規定しない限り、前走者と次走者との間で身体的接触によって行われなければならない。そのすべての動作がこの引き継ぎ区域内で完結しなければならない。</p>
TR55.9	道路競技で競技者は競技役員の許可を得て、かつその監督下にある場合は、コースを離れたことにより走行距離が短くならないことを条件に、示されたコースを離れることができる。	競技者は競技役員の許可を得て、かつその監督下にある場合は、コースを離れたことにより 走るべき 距離が短くならないことを条件に、示されたコースを離れることができる。
TR56.5	…。主催者が具体的に明記していない限り、走者間での受け渡しはこのゾーンの中で前走者と次走者の体の「タッチ」によって行われなければならない。	…。主催者が具体的に明記していない限り、走者間での受け渡しはこのゾーンの中で前走者と次走者の 身体的接触 によって行われなければならない。

〔注意〕 原文との解釈に相違がある場合は原文を優先する。

特定用語の定義

この規程で使用される単語および語句は、憲章および一般定義で定められているものと同義とする。以下のものは次の通りとする。

対象競技会

WA、エリア陸連、または各国連盟のいずれかによって開催が認可された競技会を意味し、WA の関連するすべての規程および規則が遵守され、その結果として、世界ランキングポイントが獲得される競技会。

(<https://www.worldathletics.org/world-ranking-rules/basics> 参照)

さらに、各国連盟が開催を認可した競技会の場合、各国連盟は WA の統計および結果の取扱いの目的に合致するものとして、当該競技会を承認しなければならない。

該当者

インテグリティ行動規範 (Integrity Code of Conduct) の規則 1 に該当する個人と団体。

申請書

本規程 4.1 に従い、WA に提出される申請書 (WA のウェブサイトから入手可能。審査委員 (Review Officer) からの要求に応じて利用可能)。

事務総長（または事務総から任命された者）

WA 事務総長または事務総長から任命されたスタッフ。

独立した専門家

事務総長（または事務総長から任命された者）によって隨時任命される生体力学（バイオメカニクス）やその他の適切な資格のある専門家。本規程にもとづいて生じる各種の問題についてテストや検討を行う。

跳躍種目

競技規則 (TR) で定義されている走高跳、走幅跳、棒高跳、三段跳。

マッショ (MASH)

最大許可身長 (Maximum Allowable Standing Height)。競技者が競技に出場するに際して認められる最大の身長。世界パラ陸上競技連盟 (WPA) の定める公式によって算出する。両下肢欠損症によりパラ陸上競技会に出場する資格があり、競技を行うために両足ともに義足を使用する必要がある者に適用される（この公式は競技者の下肢以外の測定値に基づく）。その競技者はパラ陸上競技の競技クラス T/F61 または T/F62 に出場する。

機械的補助用具

(1)身体に障がいのある競技者が競技会に出場できるようにするために使用する、1つまたは複数のパッシュ (受動的) 補助義肢用具 (ランニング専用義肢を含む)、または、(2)WA によって機械的補助用具として隨時指定される、他の補助用具または器具。

機械的補助用具審査パネル

カウンシルによって任命された委員による委員会。その委任事項に従い本規程に関する申請を受付け、申請事項に対する決定を行う。また、カウンシルから隨時委任される、他の役割と責任を果たす。

競歩種目

競技規則 (TR) で定義されているものと同じ。

本規程

機械的補助用具規程 (the Mechanical Aids Regulations)。隨時、修正される。

審査委員

本規程に関して生じる問題について WA に代わって行動する WA 事務総長（または任命された者）から指名されたスタッフ（または更に任命された者）のメンバー。

競走種目

競技規則 (TR) で定義されている道路競技種目、トラック競技種目、クロスカントリー、マウンテン&トレイルレース。

スタッフ

WA のために、または WA の代理人として仕事をするために雇用されている者、またはその任務に従事し

ている者（特に明記されていない限り、インテグリティユニットで雇用または当該任務に従事している者を含む）。

競技規則（TR）

WA 体系：C2.1 に定められている規則。 <https://www.worldathletics.org/about-iaaf/documents/book-of-rules> より入手可能。

投てき種目

競技規則（TR）で定義されている円盤投、ハンマー投、やり投、砲丸投。

ワールドアスレティックスシリーズ大会（WAS 大会）

世界陸上競技選手権、世界室内陸上競技選手権大会、世界リレー、U20 世界陸上競技選手権、世界ロードランニング選手権、世界競歩チーム選手権および世界クロスカントリー選手権大会。

ワールドパラアスレティックス（WPA・世界パラ陸上競技連盟陸連）

国際パラリンピック委員会によって承認された、パラ陸上競技のための国際連盟。

1.概要

1.1 WA は陸上競技の世界的なガバナンスと規制を担う国際連盟として、身体的障がいのために機械的補助用具を使用する競技者が、対象競技会へ支障なく参加できるように、WA 憲章 4.1(a)(c)(d)(e)(j) および TR6.3.4 に加えて、以下の義務に基づき、本規程を採用する。

1.1.1 WA は陸上競技スポーツに関与し、以下のことを実現するために、競技と競技規則を確立する必要がある。

- (a) スポーツの基本的な価値と意義を示し、賛美し、公正で有意義な競技を保証する。
- (b) 陸上競技の本質を定義し、保護し、特に陸上競技でのパフォーマンス（記録を含む）は、テクノロジーではなく人間の優位性によって達成されることを示す。
- (c) 参加者の健康と安全を守る。

1.1.2 WA は競技や競技規則はできる限り包括的なものであることが望ましいと考えるが、場合によっては、特定の競技者の資格要件にも影響を与える可能性があることを認識している。

1.1.3 WA はスポーツの基本的な性質、価値、意義を守るために必要な範囲で、身体的障がいのために機械的補助用具を使用する競技者に対して、対象競技会への参加を勧め、促進する。その際には競技会規則（CR）および競技規則（TR）で定められている公平で有意義な競技会の実現を図り（特に競技者への助力の禁止）、競技者の健康と安全を守る。

1.1.4 本規程で確立している機械的補助用具の使用許可（承認）および許可（承認）要件、手続きや条件は、陸上競技の公平性を保証することのみを意図している。そこには機械的補助用具を使用する競技者の尊厳に対するいかなる種類の攻撃といった意図は一切なく、競技者の尊厳とプライバシーを尊重し、守り、障がいを理由とする不適切な差別や汚名を着せることを避けるが最も重要なこととしている。本規程に関連して生じるあらゆる問題は、慎重に取り扱われるべきものであることを認識し、公正に、一貫性を持って、機密性の高い方法で処理および解決しなければならない。

1.2 本規程は 2022 年 3 月 25 日から発効するが、各案件の発生が本規程発効日の前後を問わず、いずれの場合も本規程が適用される。本規程は拘束力があり、競技者、加盟団体、エリア陸連、競技者代理人、加盟団体役職員およびその他すべての該当者によって遵守されなければならない。本規程は関係する科学的、医学的、その他の進歩を考慮して定期的に見直され、WA によって隨時修正される可能性がある。修正があれば、WA が修正を公表した際に指定する日付から効力を持つ。

1.3 本規程はグローバルに運用し、国際レベルの競技会への参加に関する規則を定めている。このため、国レベルや地域レベルの法令を参照することなく、独立かつ自律的した条文として、更には上述の本規程の意義を守り、推進するという意味で解釈され、適用される。

1.4 本規程で予見していない問題が生じた場合、WA は上述の本規程の意義を守り高めていくという考え方で対処する。

2.本規程の適用

2.1 本規程は身体に障がいがある競技者が、対象競技会で機械的補助用具を使用することが許可（承認）されるための手続きを明確化するものである。

2.2 機械的補助用具を使用して対象競技会に参加することを希望する競技者は、参加条件として以下のこととに同意する。

2.2.1 本規程を完全に遵守すること。

2.2.2 本規程に基づいて任命された 審査委員および機械的補助用具審査パネルに対して、迅速かつ誠実に協力すること。そこには以下の内容を含む。

- (a) 規則を遵守していることの競技者自身による評価と、本規程で言及されている適格条件が継続的に遵守されていることをチェックするために、必要とされる全ての情報と証拠を両者に提供すること

と。

(b) WA からの要請に基づいて、身体検査およびパフォーマンステスト、MASH 測定値の収集、本規程 4.2.2 および 5.2 に準拠するその他の調査に、完全かつ誠実に参加すること。

2.2.3 モナコ公国における個人情報保護およびその他の法令で求められる最大限の範囲で、本規程を効果的に実施し適用するために必要な情報（機密性の高い個人情報を含む）の収集、処理、開示および使用に同意すること。

2.2.4 本規程への異議申立および本規程に基づいてなされた決定に対して上訴する場合は、本規程 7 に定められた手続きに従うこと。本規程の定めに準じていない裁判所やその他の法廷に訴訟を提起しないこと。

2.3 競技者は理由を明示するか否かを問わず、本規程 2.2 に従って行った同意をいつでも取消すことができる。その場合、競技者は本規程 3 (3.2.2 を除く) での機械的補助用具の使用許可（承認）取得請求を取り下げたと見なされ、当該競技者が既に機械的補助用具の使用許可（承認）を受けていたとしても、本規程 4 に準拠した対象競技会では、その許可（承認）は自動的に取り消される。

2.4 本規程 5.8 に従って WA に情報提供を行うことにより、WA の管轄下におかれる全ての該当する個人及び団体（該当者）は、

2.4.1 本規程に拘束され、本規程を完全に遵守する必要がある。特に、正確で完全な情報を提供することが求められているので、悪意を持って、あるいは不適切な目的で情報提供を行わないことも含まれる。

2.4.2 本規程に基づいて任命された審査委員および機械的補助用具審査パネルに対して、迅速かつ誠実に協力しなければならない。

2.5 本規程の適用と実施において、各加盟団体は WA に協力し、WA を支援し、本規程 8 に定められた守秘義務を厳守しなければならない。

2.6 各加盟団体は、本規程が適用される競技会を除き、加盟団体独自の競技会では、機械的補助用具を使用して参加する競技者の適格性を判断するために、独自の規則を適用する権利がある。尚、誤解がないように付言すれば、国レベルの競技会で加盟団体による独自規則の適用有無は、機械的補助用具を使用する競技者の対象競技会（ワールドランキング対象競技会）の出場資格に、何ら影響をもたらさない。対象競技会の競技者の出場資格は、あくまでも本規程を参照することによってのみ決定される。

3.一般禁止事項および許可（承認）の要件

3.1 対象競技会で競技者が機械的補助用具を使用することは、以下の場合に限定される。

- (1) 本規程 4 の手続きに従って、WA によって事前に使用が許可（承認）されている場合、または、
- (2) 本規程 3.2.2 に従って、許可（承認）されている場合。

3.2 許可（承認）のある場合と許可（承認）のない場合

3.2.1 競技者が WA から機械的補助用具の使用を許可（承認）している場合

- a. 競技者は対象競技会で機械的補助用具を使用して競技を行う資格がある。但し、常に本規程 5.2 に従い、本規程 4.3.2 および 3.5 の条件に従う。
- b. 競技会主催者は、障がいを持つ競技者の結果と他の競技者の結果を同一カテゴリーに一緒に表示する。該当する場合は、WPA クラス分け規則に従った競技者の競技クラスも表記する。当該競技者の記録は、WA の記録対象として有効なものとして扱われる。

3.2.2 競技者が申請手続きに従わなかった、本規程 2.3 により競技者が同意を取消した、競技者の申請が承認されなかつたことにより、競技者が WA から機械的補助用具の使用を許可（承認）されていない場合

- a. 競技者は WAS 大会およびオリンピック競技大会の陸上競技種目を除く対象競技会で、機械的補助用具を使用して競技をする資格がある。但し、常に本規程 3.5 に従う。
- b. 競技会主催者は、障がいを持つ競技者の結果と他の競技者の結果を別のカテゴリーに分けて表示する。該当する場合は、WPA クラス分け規則に従った競技者の競技クラスも表記する。当該競技者の記録は、WA の記録対象として無効なものとして扱われる。

3.3 本規程 3.4 に従い、対象競技会で競技者が機械的補助用具を使用することを許可（承認）するかどうかを決める際、WA は以下の点を考慮する。

3.3.1 機械的補助用具の使用によって、競技者に総合的な競技上の優位性をもたらす可能性があると考えられるかどうか、下記(a)と(b)を比較する。

- (a) 機械的補助用具を使用する競技者が、障がいを持っていることにより機械的補助用具を使用することで達成できるパフォーマンス と、
- (b) 同じ競技者が、障がいを持っていないことによりその機械的補助用具を使用しないで同じ種目で達成できるであろうパフォーマンス。

機械的補助用具が競技者に総合的な競技上の優位性をもたらすと考えられる場合は、その使用を許可

(承認) しない。

3.3.2 「総合的な競争上の優位性」を考えるにあたっては、機械的補助用具が運動パフォーマンスに与える長所と短所を比較し検討する。機械的補助用具を使用する競技者が総合的な競争上の優位性を持つとは、機械的補助用具の使用を必要としない競技者が持たない（達成できない）優位性を持つということである。

3.3.3 WA が競技者に機械的補助用具の使用を許可（承認）しない場合、WA はその機械的補助用具を使用することが競技者に総合的な競争上の優位性を与えると証明する責任がある。その際には、優位性を比較考量することを基準とする。

3.4 WA が本規程 3.1 および 4 に従って行われた申請を検討する際には、以下の競技者は、機械的補助用具を使用しても総合的な競争上の優位性は得られないという推定がなされる利益を受ける。

3.4.1 両脚または両脚の一部を欠損していて、(WPA の適切な委員によって評価および決定された)

MASH 以下で、競走種目や競歩種目や投てき種目で機械的補助用具の使用許可（承認）を申請する競技者。

3.4.2 片脚または片脚の一部を欠損していて、競走種目や競歩種目や投てき種目で、または三段跳以外の跳躍種目で機械的補助用具を使用しない（義肢を使用しない）方の脚で踏切を行う場合の、機械的補助用具の使用許可（承認）を申請する競技者。

3.4.3 片方または両方の腕、または両腕の一部を欠損していて、競走種目や競歩種目や跳躍種目で機械的補助用具の使用許可（承認）を申請する競技者。

3.4.4 片方の腕または片方の腕の一部を欠損していて、競走種目や競歩種目や跳躍種目で、または投てき種目で機械的補助用具を使用しない（義肢を使用しない）方の腕で投てきを行う場合の、機械的補助用具の使用許可（承認）を申請する競技者。

総合的な競争上の優位性は得られないという推定は、審査委員の持つ本規程 4.2.2 に定められている裁量や、5.2 で定められている何時でも追加調査ができる権限を制限するものではなく、WA による当該推定への反論（あるいは反論を試みること）ができなかったとしても、関連するいかなる場合においても、WA がその権利を放棄したことにはならない。

3.5 誤解がないように付言すれば、

3.5.1 競技者が本規程に定められた機械的補助用具の使用許可（承認）で課される義務、即ち、

- (a) 機械的補助用具の使用有無にかかわらず、WA が定める規則に基づき、全ての競技者に適用される他の資格要件や、
- (b) (該当する場合は) 関係する全期間を通して適用されなければならない、特定の競技会に適用される資格要件や申込基準、その他の要件には、影響を与えない。

3.5.2 他の全ての規則および規程を遵守することを条件として、競技を行う際に機械的補助用具の使用する必要のない障がいのある競技者（例えば、聴覚障がいのある競技者や部分的に視覚障がいのある競技者）は、対象競技会に先立って本規程に基づいた申請を行う必要はない。障がいのある競技者が出場する場合、審判長は CR18.8 に定められている裁量行使するかどうかを検討することができる。

4. 使用許可（承認）の申請手順

4.1 許可申請（承認）

4.1.1 対象競技会で機械的補助用具の使用許可（承認）を得たいと考える競技者は、申請書と許可（承認）申請に関連する全ての根拠情報を記載した書類を審査委員に提出しなければならない。両下肢が欠損していて、競技を行うために 2 本の義足を使用する必要のある競技者が機械的補助用具の使用許可（承認）申請を行う際には、WA に申請書を提出する前に、該当する WPA パネルが MASH を評価し、決定している必要がある。誤解がないように付言すれば、こうした競技者は、その時点の WPA シーズンに適用される WPA の MASH 評価結果を証明資料として、申請書とともに WA に提出しなければならない。WPA クラス分けマスターリストからの抜粋は、証明書として認められる。

4.1.2 申請書は以下の必要書類を添付して提出しなければならない。

- (a) 競技者の障がいを示す証拠。
- (b) 使用許可（承認）を求める特定の機械的補助用具に関する情報（製造元とモデル、関連する設定状況と特注品で構成された部分を含む）。
- (c) 使用許可（承認）を求める該当種目情報。
- (d) 該当する場合、競技者の MASH および身体の測定値（WPA クラス分けパネルによって測定および計算された値）。
- (e) 該当する場合、機械的補助用具審査パネルでの検討内容に関連すると考えられる、機械的補助用具を使用する競技者に対して実施した生理学的パフォーマンスデータ、およびバイオメカニカルテスト

トのデータ（ならびに、そのデータの分析結果と専門家の意見）。

(f) 機械的補助用具審査パネルでの検討に関係すると競技者が考える、その他の証拠。

4.1.3 競技者には提供する情報が正確かつ完全であることを保証する責任があり、機械的補助用具審査パネルの個別評価に関係するもの全てを提出する。

4.1.4 該当する場合、当該競技者を担当する医師から審査委員および機械的補助用具審査パネルに対して、機械的補助用具審査パネルが評価に必要と考えるあらゆる情報を審査委員が満足する形で開示するよう、競技者は適切な同意と免責を与えなければならない。

4.1.5 本規程 4.3.4 に常に従い、用具の使用許可（承認）が適切な時期に得られるようにするために、競技者は参加希望の対象競技会の少なくとも 24 週間前に、申請書を審査委員に提出しなければならない。但し、実際には使用許可（承認）決定が簡単に行われ、決定までの時間がとても短い場合がある。その場合には、審査委員はこの申請期限と結果を示す期限を厳格に適用することはない。

競技者が特定の競技会に出場することを希望する場合、競技者はその競技会の資格規則をよく理解し、それらの規則に従って有効な資格記録が得られるよう、適切な時期まで用具の使用許可（承認）が下りるよう手続きを進めておく必要がある。（尚、使用許可（承認）が下りないこともあるので、本規程 7 による上訴申立に十分な時間が確保されているよう、手続きをすべきである）

4.2 WA による申請の確認と調査

4.2.1 審査委員は申請書を受取ったら申請書と添付文書を確認し、必要に応じ競技者および競技者代理人と連絡を取り、明らかな不備を是正するようを通知する。

4.2.2 申請内容に応じて、またはその独自の裁量により、審査委員は追加調査と問い合わせを行い、以下の追加の証拠（これらに限定されない）を収集することができる。

- a. WA の他の委員会、ワーキンググループおよび部門、または他の関係者との連絡、調整および助言を得ること。
- b. 特定の問題について独立した専門家から意見を得ること。
- c. 独立専門家にパフォーマンステストと分析を委託すること。
- d. 競技者から MASH の測定値（WPA クラス分けパネルによって測定および計算された値）を得ること。

4.2.3 審査委員が本規程 4.2.2 に従って裁量権を行使し、追加調査と問い合わせを行い、追加の証拠を収集したら、審査委員は機械的補助用具審査パネルに提出し、あわせて審査委員はそのコピーを競技者にも渡す。

- a. 許可（承認）申請に対する WA の勧告。
- b. 許可（承認）するにあたっての条件（例えば、「特定の種目でのみ使用を認める」「特定モデルのみ（特定ブランドのみ）使用を認める」「特定の機械的補助のみ使用を認める」）。
- c. 独立した専門家からの証拠等、信頼できる証拠。
- d. その他の報告書。
- e. 申請書および申請書に添付された全ての文書。

これらは申請書の受領後、合理的な範囲で可能な限り迅速に提出する。

WA は申請を合理的な範囲で可能な限り迅速に処理する必要があることを認識しているが、複雑な問題に関する完全で有効な調査と検討を行うことに妥協してはならない。

4.2.4 機械的補助用具審査パネルへの WA の勧告内容が、対象となる機械的補助用具の申請書通りの使用許可（承認）以外のことであった場合、競技者は WA の勧告を受取ってから通常 2 週間以内に、WA の勧告事項に関連するもの（当初の申請日時点では入手できなかった、新たな裏付けとなる証拠も含まれる）を審査委員に提出することができる。審査委員はその提出されたものを機械的補助用具審査パネルに提出する。

4.2.5 申請した競技者が本規程 4.2.4 に従って検討に値するものを提出した場合、WA は申請した競技者からの意見書を受取ってから通常 2 週間以内に、WA の勧告事項に関連するもの（当初の申請日時点では入手できなかった、新たな裏付けとなる証拠も含まれる）を機械的補助用具審査パネルに提出することができる。あわせて WA はそのコピーを競技者にも渡す。

4.3 機械的補助用具審査パネルによる申請に対する決定

4.3.1 本規程 4.2 で想定している最終勧告または提出物を受取ってから通常 2 週間以内に、機械的補助用具審査パネルは必要とする追加情報（機械的補助用具審査パネルが求める形式等による）を当事者に要求し、申請書について吟味し、WA と競技者に対して合理的な決定を下す。

4.3.2 機械的補助用具審査パネルが競技者による機械的補助用具の使用を許可（承認）する場合、条件を付す場合がある（例えば、「特定の機械的補助用具のみ使用を認める」「特定の種目（種目群）でのみ使用を認める」）。機械的補助用具審査パネルは、競技者による使用を許可（承認）した機械的補助用具の仕様（寸法、ブランド等）や、該当する場合は競技者の MASH、出場する競技会に競技者自

- らが持参するといった条件を含む、承認内容が確認できる公式文書（証明書等）を発行することができる。
- 4.3.3 機械的補助用具審査パネルの決定は最終的なものであり、全ての関係者がその決定に拘束される。不服な場合は、本規程 7 に従って上訴によってのみ異議を申し立てることができる。
- 4.3.4 機械的補助用具審査パネルは申請された全ての事案について、合理的な範囲で可能な限り迅速に、理想としては本規程 4 に定められた期限内に評価を行う。但し、いかなる場合であっても（特に承認の検討が競技者による申請によるのか、WA による調査によるのかを問わず）、WA または機械的補助用具審査パネルのメンバーは、WA または機械的補助用具審査パネルが評価を完了するまでに要した期間の長さの結果として、競技者または他の誰かが被ったいかなる損害についても責任を負わない。
- 4.4 競技者または審査委員は、本規程 4 に定められた期限の延長を機械的補助用具審査パネルに対して請求することができる。これに対して、機械的補助用具審査パネルは独自の裁量により、期限延長の請求を認めたり拒否したりする。

5.遵守状況（コンプライアンス）の監視／調査

- 5.1 審査委員は競技者の本規程の遵守状況を監視し、通知の有無や、無作為または指名による対象者決定方法を問わず、適切な手段によって競技者の使用する機械的補助用具の検査および評価をいつでも行うことができる。該当する場合、競技者の身長を測定し、MASH 以下で競技しているかについて検査および評価を行うことができる。競技者はこの目的のための全ての合理的な要求に同意すること。
- 5.2 審査委員（または審査委員から任命された者）は本規程 5.1 に加え、対象競技会で適切な資格を持ち承認された役員または審判長に対して、機械的補助用具の検査を行うように、該当する場合には、競技者の身長を測定し MASH 以下で競技しているかについて検査するように指示することができる。
- 5.3 本規程 4.3.2 に従い機械的補助用具審査パネルから使用許可（承認）証明書が発行された競技者は、審査委員または適切な資格を持ち承認された役員または審判長による検査のために、求めに応じていつでも提示できるように証明書を準備しておく必要がある。
- 5.4 競技者が本規程 5.2 による検査または計測で不合格になった場合、または本規程 5.3 による証明書の提示を行わなかった場合、対象競技会では機械的補助用具の使用は認められない。競技者は本規程 3.2.2 に従って対象競技会に限り出場することができるが、WAS 大会またはオリンピック競技大会では競技資格を有さない。
- 5.5 審査委員は本規程および機械的補助用具使用許可（承認）の条件が継続的に遵守されているかを監視する一般的な権限を持つことに加え、以下の点についていつでも調査することができる。
- 5.5.1 対象競技会で 1 つまたは複数の機械的補助用具を使用している、または使用していると思われる競技者の、補助用具の使用許可（承認）の有無。
- 5.5.2 以前から本規程によって、1 つまたは複数の機械的補助用具の使用許可（承認）を得ている競技者に対し、（その後の状況、学習、経験等での変化を理由として）更なる情報提供、独立した専門家による性能テストと分析ならびに、機械的補助用具審査パネルによる追加承認の必要性。
- 5.5.3 本規程および許可（承認）条件に対する潜在的な違反を示す状況。
これらに該当する場合には、疑義のある競技者はその調査に完全かつ誠実に協力しなければならない。
- 5.6 競技会の公平性および完全性、または競技者の安全を確保するために必要な場合には、WA の代行者として行動する審査委員は暫定的に以下の点を停止（留保）することができる。
- 5.6.1 当該競技者の WAS 大会やオリンピックへの出場。
- 5.6.2 当該競技会での当該競技者の結果の扱い。
- 5.6.3 疑義が解決するまで、当該競技者に対して以前に付与された許可（承認）。
但し、こうした場合には合理的に実行可能な限り迅速に調査を完了するために、あらゆる合理的な努力が払われる必要がある。こうした暫定的な停止（留保）または許可（承認）の停止に対しては、本規程 7.2.1 に従って上訴申立を行うことができる。
- 5.7 本規程 5.2 に基づいて調査を開始できるのは審査委員のみであり、誠意をもって合理的な理由からの調査のみを行う。例えば、競技者自身から、競技者が所属する加盟団体から、全国レベルの競技会または対象競技会の役員または審判長からの情報を調査する。
- 5.8 全ての個人の尊厳を尊重しなければならない。あらゆる形での虐待や嫌がらせは禁止される。以下に限定されないが、特に、
- 5.8.1 本規程に基づいて検討を行うために審査委員に対して情報提供を行う該当者やその他の個人または団体は、次の厳格な義務を負う。
- (a) 情報が正確かつ完全であることを保証する。
- (b) 悪意を持っての情報提供、競技者への嫌がらせ行為、汚名を着せること、その他不適切な目的で名声を傷つけることはしない。

これらの情報は本規程 8 に従い、厳密に取り扱われる。

5.8.2 障がいを理由として汚名を着せたり不適切な差別を行ったりすることは許されない。（これに限定されないが）特に、競技者の外見や機械的補助用具の使用のみを理由とした迫害や宣伝活動は認められない。そうした行為は本規程の重大な違反と見なされる。

5.9 本規程 3.2.2 に基づく場合を除き、競技者が許可（承認）なしに、または許可（承認）条件を逸脱して機械的補助用具を使用し、対象競技会に出場したと判断される場合には、いつでも、取りうる可能性のあるその他の行為が妨げられることなく、審査委員は対象競技会で競技者を失格とすることができる。その競技会の結果に基づいて与えられるメダル、ランキングポイント、賞金、その他の報酬の没収を含む、全ての結果を無効とする。

6.懲戒手続

6.1 対象

6.1.1 競技者が WA の許可（承認）なく、1つまたは複数の機械的補助用具を使用して、対象競技会に出場した場合（本規程 3.2.2 に従っている場合を除く）。

6.1.2 WA が機械的補助用具を使用して対象競技会に出場することを承認していた競技者が、WA の使用許可（承認）条件を逸脱し、機械的補助用具を使用して対象競技会に出場した場合（本規程 3.2.2 に従っている場合を除く）。

6.1.3 WA から機械的補助用具を使用して対象競技会に出場することが承認され、その競技会への参加資格を放棄していない競技者が、本規程および使用許可（承認）条件が継続的に遵守されているかを判断する審査委員の努力に、完全にかつ誠実に協力しなかった場合。

6.1.4 該当者やその他の個人または団体が、競技者による本規程違反や不履行に加担した場合。

6.1.5 個人または団体が本規程 5.8 に違反した場合。

6.1.6 本規程に関して何らかの違反や不履行があった場合。

WA は該当者やその他の個人または団体による本規程に違反する可能性について、AIU(Athletics Integrity Unit)に付託することがある。該当者やその他の個人または団体による本規程違反の可能性は、インテグリティ行動規範（the Integrity Code of Conduct）違反に該当する可能性があり、AIU 報告・調査・訴追規則（非ドーピング）に基づき、AIU による調査と起訴や懲罰裁判機関規則に基づく審理の対象となる場合がある。

6.2 本規程 6 に従って行われる懲戒手続において、本規程または本規程に基づいて下された決定に対し、競技者は異議申立を行うことはできない。その代わりに本規程 7 に従って、上訴申立または仲裁申立を行うことができる。

6.3 本規程 6 に基づく懲戒手続には、案件の状況に応じて課せられる可能性のある処分（制裁）として、以下のものがある（但し、これらに限定はされない）。

6.3.1 将来の行動に対する注意、訓告または警告。

6.3.2 対象競技会での失格処分。その競技会の結果に基づいて授与されるメダル、ランキングポイント、賞金、その他の報酬の没収を含む、全ての結果の無効。

6.3.3 対象競技会への一定期間の参加資格停止。

6.3.4 競技者に付与された機械的補助用具使用許可（承認）期間の撤回、一時停止、修正。

6.3.5 罰金。

6.3.6 違反が加盟団体のナショナルチームの 2 名以上が関係している場合、またはそうしたチームに関係する違反が複数ある場合には、チームおよび加盟団体に対する相応の制裁（例：チームの失格処分、将来の対象競技会への参加資格の一定期間停止、罰金）。

7.紛争の解決

7.1 本規程の有効性に関する異議は、CAS（スポーツ仲裁裁判所）に対する通常の申立手続きによって、あるいは本規程 7.2 に従って CAS 対して行われる上訴の一部としてのみ行うことができる。

7.2 本規程に基づいて下された以下の決定（以下に限る）に関しては、本規程 7 に従って CAS に仲裁申立を行うことができる。

7.2.1 競技会への競技者の出場を暫定的に停止する、あるいは本規程 5.6 により競技者に以前に与えた許可（承認）を停止とする審査委員の決定に対して、競技者は上訴することができる。その場合、WA が相手方となる。

7.2.2 競技者が機械的補助用具を使用して対象競技会に出場できないとする機械的補助用具審査パネルの決定に対して、競技者は上訴申立を行うことができる。その場合、WA が相手方となる。

7.2.3 競技者が機械的補助用具を使用して対象競技会に出場できるとする機械的補助用具審査パネルの決定に対して、WA は上訴申立を行うことができる。その場合、競技者が相手方となる。

7.3 こうした異議申立または仲裁申立は英語で行われ、WA 憲章、規則や規程（特に本規程）に準拠しモナコ

公国の法律が補助的に適用される。

これらの WA 規程等とスポーツ仲裁関連 CAS 規則 (the CAS Code of Sports-Related Arbitration) 間で矛盾がある場合は、WA 規程等が優先する。

CAS はスポーツ仲裁関連 CAS 規則に従って、異議申立や仲裁申立の内容について審問し、最終的に決定を下す。

申立を行ったものは上訴陳述書 (Statement of Appeal) から 15 日以内に上訴趣意書 (Appeal Brief) を提出する必要があり、相手方は上訴趣意書を受取ってから 30 日以内に答弁書を提出する必要がある。CAS による決定が出るまでは、CAS が特段の命令をしない限り、異議対象となっている規則または仲裁申立の対象となっている決定は、引き続き完全な効力を持つ。

7.4 CAS の決定は最終的なものであり、その決定は全ての当事者を拘束する。スイス連邦国際私法 (the Swiss Federal Code on Private International Law) 第 12 条で規定されている場合を除き、いかなる理由であっても、当該決定に対する上訴やその他の異議申立を行う権利はない。

8.守秘義務

8.1 本規程に関して生じる全ての案件、特に本規程に基づいて WA に提供される競技者の全情報、実施された検査結果と評価については、常に厳重に取り扱われる。

競技者に関する全医学的情報とデータは機密性の高い個人情報として取り扱われ、審査委員は常に、適用されるデータ保護およびプライバシー保護に関する法令に従って処理されることを保証する。

こうした情報は本規程にかかる目的以外で使用することはなく、以下を除いて第三者に開示されることはない。

(a) 本規程を効果的に適用し施行するにあたり真に開示が必要とされる場合。

(b) 法令によって開示が義務付けられている場合。

8.2 WA は関連する一般的な手続き内容や科学的な内容の説明を別とすれば、係争中の特定事案について公式コメントはしない。但し、競技者または競技者代理人の公式コメントへの回答は除く。

8.3 機械的補助用具審査パネルの各委員は、パネルの委員としての作業に関連し、適切な利益相反申告書と秘密保持契約書に署名しなければならない。

9.費用

9.1 WA が実施する調査とテストの費用および、WA の要請により独立した専門家が行うテストに参加する競技者の本規程を適用し遵守させるために必要な費用は (WA が必要とするテストや分析に参加する競技者の関係者または代表者の旅費および宿泊費を含む)、合意された合理的旅費および宿泊費を除き、関連する競技者が負担する。

9.2 機械的補助用具審査パネルの設置に伴う経常費用は WA が負担する。

10.責任制限

10.1 いかなる状況においても、WA、機械的補助用具審査パネル委員、WA スタッフ、役員、代表者あるいは本規程の管理に関与するその他の者は、本規程に関連して誠実に行われる行為、あるいは行われない行為について、いかなる責任も負わないものとする。

1. 2023 施設用器具委員会関係の規則の改正

(2) 陸上競技場公認に関する細則の改正

別表2 用器具一覧 変更理由：競技会の実態に合わせて見直し

必備用具

用器具名称		区分	1種	2種	3種	4種	4種L	摘要
合成樹脂製巻尺	30m		2個	1	1	1	1	ファイバー製可
	50m		3個	2	2	1	1	ファイバー製可
	100m		2個	1	1	1	((1))	ファイバー製可

※常備を希望する用器具より移行

常備を希望する用器具

リボンロッド	30m		2個	1	1	1	1	合成樹脂製巻尺で代用可
	50m		3個	2	2	1	1	合成樹脂製巻尺で代用可
	100m		2個	1	1	(1)	((1))	合成樹脂製巻尺で代用可
止金具			200個	100	100	50	50	平かすがい(全天候用)

※必備器具より移行、合成樹脂製巻尺で代用可

必備用具

ストップウォッチ	×	18個	18	18	<u>(レーン数×2)+2</u>	1/100 デジタル式 原則として1年に1回 検査すること
----------	---	-----	----	----	-------------------	-------------------------------------

※4種、4種Lはレーン数に員数とする

必備器具

写真判定装置	◎	1式	1	(1)	0	0	機器に合わせた写真判定室 原則として1年に1回検査すること。 <u>地元陸協と協議のうえ、連動する記録処理システムを有することが望ましい。</u>
--------	---	----	---	-----	---	---	---

※記録情報システムについて明記

やり検定器		1台	1	(1)	(1)	((1))	
-------	--	----	---	-----	-----	-------	--

※常備を希望する用器具より移行

機動掃除機 <u>又は高压洗浄機</u>	×	1台	1	1	(1)	(1)	全天候の場合 手動可
-------------------------	---	----	---	---	-----	-----	---------------

※高压洗浄機も可とする

常備を希望する用器具

情報関連機器		(1式)	(1)	0	0	0	コンピューター、インカム、 <u>有線・無線など通信環境、電光掲示等</u>
--------	--	------	-----	---	---	---	--

※ファクシミリの削除し、通信環境とする

2. 競技会の派遣について

(1) 技術総務の派遣

- ・ J T Oの業務を補完するため、技術総務の任務について助言提言するため、施設用器具委員会から技術総務を派遣しています。
- ・ 派遣している大会：国体、日本選手権、U16・U18 日本選手権、日本選手権混成、ゴールデングランプリ、インターハイの6競技会
- ・ 助言する任務は、投げき用具の検査方法、投げき用具の設置など安全運用、推奨する技術総務/公式計測員の任務作業内容を主管陸協担当者に指導伝達している。
- ・ 事前に「技術総務確認事項」送付して、競技場の用器具の確認、施設配置、ハンドルの設置、角度線、距離線の設置、投げき用器具の検査等について準備をしていただいている。

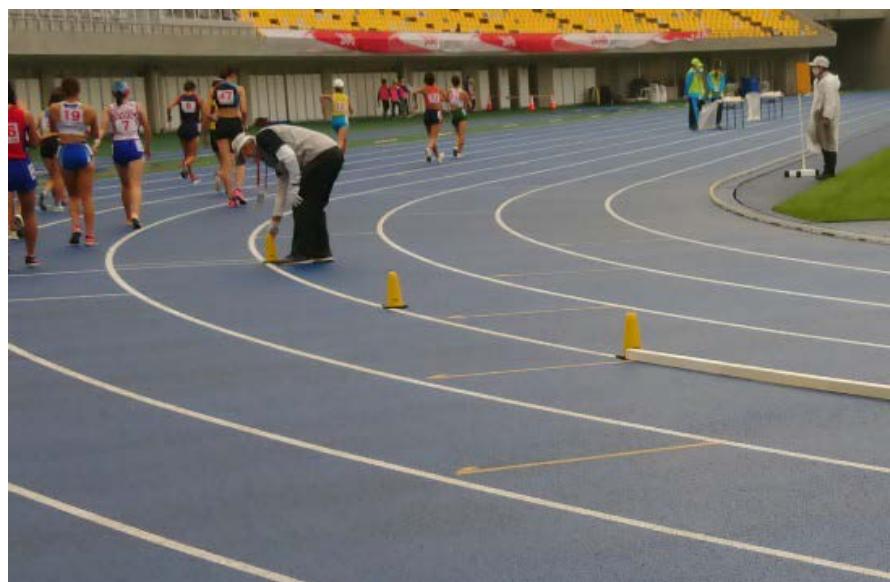
(2) 国際道路コース計測員の派遣

- ・ 世界記録、アジア記録の認定は、WA認証コースでなければできません。この場合、競技に先立ち、正式に計測され記録されたとおりのコースであることを確認しなければなりません。（競技規則 CR31. 21. 4）
- ・ 当初のコース計測を行った計測員（A級、B級）またはその計測員に指名された者が、競技中に先導車に乗り込み、競技者が同じコースを走っていることを確認しなければなりません。
- ・ 施設用器具委員から国際道路コース計測員の派遣をしています。
- ・ 陸連の主催、後援競技会では国際道路コース計測員の派遣を義務付けております。主催、後援競技会以外で派遣を希望する大会では、陸連に派遣依頼を提出してください。
- ・ プログラムの審判編成には「国際道路コース計測員」としてください。

3. その他の注意事項

(3) 障害物競走等、グループスタートにおける代用縁石の置き方

- 競技規則により、国内の競技場では代用縁石を置くことから、代用縁石を縁石とみなして、トラックの計測は縁石の外側から 300mm の所で計測している。
- 代用縁石を設置する際は、競技場保有の代用縁石の数が不足しているので、1 本おきとしていたが、競技規則に従い全線に置く必要がある。
- 競技場の水濠付近の縁石の設置と代用縁石の補充整備を進めている。
- グループスタートラインから 10m 程度は縁石を置かずに、コーンをスタートライン、縁石のはじめ、中間に設置する。後方の選手はこのコーンの間を通ってよい。
- 走高跳、ヤリ投の競技と重複する時には、その部分をあけてコーンを設置する。



スタート付近のコーン設置



やり投助走路のコーン設置

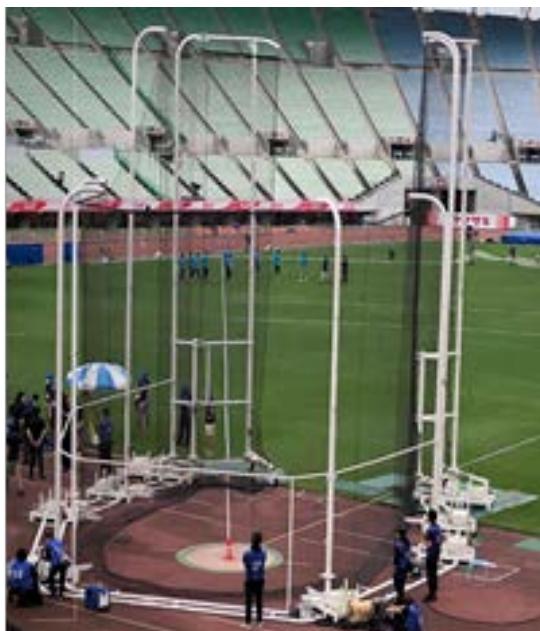
(5) 秤の調整

- 重さは緯度によって影響があります。投げき物を測る秤は、必ず1OKの確認をしてください。持ち込検査で正しく判断できるようにしてください。少なくともシーズン初めには確認をしていただきたい。
- 違っている時には取扱説明書により調整をしてください。

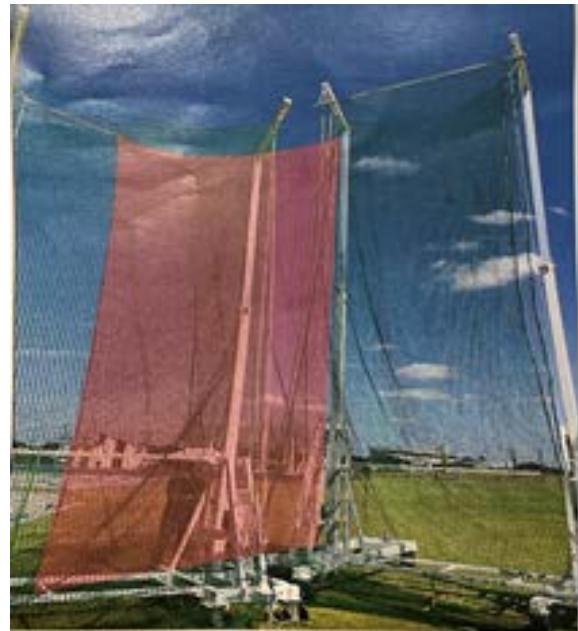


(7) 囲いの安全確保

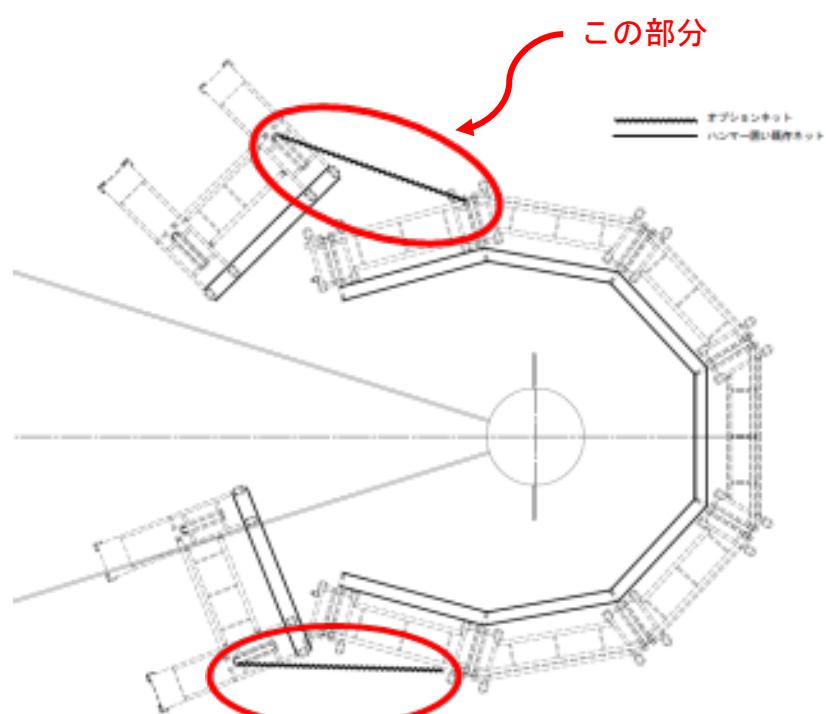
- ・ 昨年8月に実施されたインターハイで、男子ハンマー投げ競技中選手が投げたハンマーが囲いの隙間から外に飛び出し、選手控えテントにあたり落下した。これは、右投げ選手の投てきが終わり、左投げの選手のためにパネルを移動し、また元に戻す作業を繰り返している間に隙間が広がったため起きた。
- ・ WA規格の囲いは本体と前パネルが一体となっており隙間がないが、従来型はどうしても隙間が生じるため、台座部分をかみ合わせ、隙間を最小限にする措置がとられているが、今回のように移動が度重なると広がる可能性がある。これを防止するために、補助ネットを張る方法が提案され国体練習会場や、他の大会でも実施されている。このような安全に対する対応が、今後も重要となってくる。



WA規格の囲い



補助ネット設置例(ニシ・スポーツ提供)



ワールドランキングコンペティション (WRk競技会)について

◎2023年1月からWRk競技会の記録でないとワールドランク、世界大会の参加資格など
WA記録集計の対象にならない

WAのwebサイトのStatsZone

The screenshot shows the StatsZone section of the World Athletics website. At the top, there's a navigation bar with links to Home, News, Competitions, Athletes, Our Sport, Stats Zone (which is underlined), Be Active, Better World, and Shop. There's also a TDK logo and a sign-in button. Below the navigation, a banner for the World Athletics Championships Budapest 23 (19 Aug - 27 Aug 2023) is displayed, along with a SEIKO Countdown timer showing 309d 10h 2m 21s. The main content area has three sections: 'Recent Results' (listing events like South American Games, EDP Maratona de Lisboa, Bank of America Chicago Marathon, Generali München Marathon, and Luso Meia Maratona), 'World Rankings' (showing the top 5 in Women's Triple Jump with Yulimar ROJAS at 1. 1517, Shanieka RICKETTS at 2. 1401, Maryna BEKH-ROMANCHUK at 3. 1365, Thea LAFOND at 4. 1350, and Tori FRANKLIN at 5. 1344), and 'On this Day' (highlighting Kinde ATANAW's achievement of the fastest ever 10 km Road result for men on this day, 27:45, achieved at the Rennes Tout Court in Rennes, FRA in 2013).

Rank	Name	Country
1.	1517 Yulimar ROJAS	VEN
2.	1401 Shanieka RICKETTS	JAM
3.	1365 Maryna BEKH-ROMANCHUK	UKR
4.	1350 Thea LAFOND	DMA
5.	1344 Tori FRANKLIN	USA

◎2023年1月からWRk競技会の記録でないとワールドランク、世界大会の参加資格などWA記録集計の対象にならない

<WRKの条件>

- 必ず**事前申請でオンラインによる手続**が必要
 - 遅くとも60日前までに、実施種目、開催場所などを申請しないといけない
 - 申請料を支払う必要がある
- WRk競技会にするには**WA規則に準拠**していなければならぬ
 - WA規則に沿った器具の使用、
 - ロードはWA認証のコース検定が必要、
 - 競歩はU20以下を除き、3名以上のIRWJが必要
- 大会終了後**24時間以内に記録の報告**が必要
- WAラベル大会、CT、アジアパミットなどWA、AAAが認証する国際競技会は申請不要
- WRk競技会は一つの競技会のなかでも対象とする種目と対象としない種目に分けることができる
- WRk競技会はWAカレンダーに掲載され、ラベルが付与される



・ 申請スケジュール

- WAには60日前までの申請が必要なので23年は下記で運用する
- 申請は各都道府県で取りまとめ、都道府県担当者がまとめて行う
- 学連の競技会は、日本学連が取りまとめる
- WAより23年1、2月の競技会は60日前申請、申請料は適用しない、23年3月の大会より完全適用との連絡あり

	大会開催日	申請期日
1期	2023年1月～3月	2022年12月20日(火)
2期	2023年4月～6月	2023年1月20日(金)
3期	2023年7月～2024年3月	2023年3月20日(月)

申請期日までに詳細が決まらない大会は、決まり次第隨時申請(ただしWAの承認が60日前まで)

大会名(英語名称)

大会会場(英語名称)

大会期日

WRk実施種目(年齢カテゴリー+種目名)

大会情報掲載ページURL

大会記録掲載ページURL

大会情報発信ページURL(streaming page情報など)

大会問い合わせ先(メールアドレスなど)

競歩種目実施の場合 IRWJ3名の氏名 など

- **申請料**

- 1大会あたりの申請料(4000円)が必要
- 申請料は大会主催者が支払う
- 各期ごとに、各県分を取りまとめて(学連の競技会は日本学連が取りまとめて)本連盟に支払う

競技運営

- WA規則で大会を運営すること
 - 特に記録や計測に関わる部分の適用
 - 計測器具
 - 投てき器具
 - 計測方法 など(WAに承認された器具・方法)
 - ロードはWA認証コース、
 - 競歩はWA認証コース、IRWJ3名以上が必要

100m~800m 写真判定を利用しているか？

計測機器

WAの認定を受けているものを使用しているか？

透過式計測器を使用してもよい。(走幅跳及び三段跳)

→ただし、エリア記録(アジア記録)以上が出た場合は、鋼鉄製巻き尺での再計測・確認が必要となる。

SISの使用は必須ではない。

→ただし、エリア記録(アジア記録)以上が出た場合は、短距離種目は認定されない。

機械式風力計を使用してもよい。

→ただし、エリア記録(アジア記録)以上が出た場合は、認定されない。

競技開始前にゼロコントロールテスト(写真判定機)を実施し、正確性を担保しているか？

競技開始前後に、光波測定器の正確性を担保しているか？

フィールド競技で試技が終了後1回ずつ計測をしているか？

走幅跳及び三段跳で粘土板あるいはビデオによる踏切判定が行われているどうか？

競技運営

- WA規則通り行われたかを保証するために、
近隣地域や主催者とは無関係の客観的立場の公認審判員を招聘して、
WA規則通りに行われたことを監督する
- 競技会の中でどの種目をWRkに申請するのか、その旨を要項・リザルトに明記する
- スムーズな記録報告を行う

記録報告

- 競技会が開催された24時間以内に、**公認記録電子申請**により記録報告を行う
- 電子申請には従来より指定の項目のほか、英語種目、英字氏名、生年月日、国籍、などを必要とする
＊英字氏名、生年月日、国籍などの情報は、エントリー時に取得する

2024年以降について

- WAの審判制度が変更になる見通しで、それに合わせてWAの審判資格取得者(Bronze Referee)がWRk対象大会で審判長などを務める
- 申請、報告の手続きなどについては、24年以降変更になる可能性がある

記録の信憑性について

- 記録の信憑性について世界的に課題になっている
- 日本国内でも、ルール通りの運営が行われていないと思われる競技会がある
- ルール通りに実施されていない競技会をWRk競技会として報告した場合、日本全体として非常に重いペナルティー(監視対象国に指定され、日本選手権、CT大会など以外はWRk競技会に申請できなくなる)を受けることになる
- 記録の信憑性の確保をどのようにしていくかについては、継続して検討していく

Ranking Rules

<https://worldathletics.org/world-ranking-rules/basics>

RESULT SCORE + PLACING SCORE = PERFORMANCE SCORE

2～3（種目によって違う）のポイントの平均となる

メイン種目だけでもいいし、サブ種目のポイントも認められる

メイン種目 + サブ種目（それぞれの種目で指定されている）

競技会におけるユニフォームの形式について① ~アスリート自身がユニフォームを選択できる陸上界へ~

現状と課題

- 近年、迷惑撮影（盗撮）の問題が拡大しており、各競技会における対策やアスリート自身が自らの身を守る意識を持っている。
- 選手の中には、自身の身を守る観点から、「ユニフォームの形式（セパレート・ランパン・スパッツなど）を選択したい」と考えているアスリートが一定数いることがアンケート回答等から分かった。
- ⇒現状、「リレー出場の際には、学校単位（チーム単位）で形式を揃える必要がある」と思い、仕方なく望んでいないユニフォームを着用しているケースがある。
- ルール上は、「リレー種目において、ユニフォーム形状を統一する必要はない。ただし、デザイン、配色は統一すること。」ため、選手個人が形式を選択することができるが、その認識が浸透されていない。

▼参考

○国体でのユニフォーム着用の変化（2019年→2022年）

【ブルマタイプ】	94%	→	64%
【スパッツタイプ】	6%	→	18%
【選手により選択】	0%	→	18%

※陸連による集計のため、多少の誤差があります。

陸上界に関わる方々のご協力により、
2019年から2022年の3年間でユニフォームを選択している選手が増えていることが分かります。

○2022年国体 北海道チームのユニフォーム（例）



選手それぞれがユニフォームの形式を選択しているため、走者により異なるユニフォームを着用してレースに出場しました。

競技会におけるユニフォームの形式について② ~アスリート自身がユニフォームを選択できる陸上界へ~

リレー競技におけるルール

ルールブック P101『TR.5 服装、競技用靴、アスリートビブス』

5.1 『全国的な競技会でのリレー競走においては、チームの出場者は同一のユニフォームを着用する。』

ハンドブック P256 競技者係 実施要領 3.留意点 (5) ①服装

『全国的な競技会でのリレー競走においては、チームの出場者は、ランナーの誤認をなくすために、同一のユニフォームを着用する。（短パン-スパッツの違い等は許容範囲）』

～同一のユニフォームとは～

『同じチームであることが分かれれば、ユニフォームの形式は問わない』。

今後のお願い

陸上界に関わる全ての方々がユニフォームに関するルールを理解して、

アスリートがユニフォームを選択できる『アスリートフレンドリーな陸上界』となるため、競技会に関わる全ての方々でルールの再認識をお願いします。

その他

★レース後の選手退場導線の見直し

ユニフォームのまま競技場内（バックストレートなど）や競技場外を歩くことで、観客と至近距離になり迷惑撮影の被害にあう可能性が上がるため、導線の見直しをお願いします。

★競技場内の巡回

大会の規模や状況によって、競技役員・補助員による競技場内の巡回をいただくことで抑止につながります。

2022年度 JT0s 派遣報告

競技運営委員会

2022年度派遣競技会の状況

(2021年度全国会議以降)

- ・大阪国際女子マラソン ・日本選手権20km競歩 ・京都マラソン
- ・日本選手権クロスカントリー ・びわ湖・大阪毎日マラソン ・東京マラソン2022
- ・名古屋ウイメンズマラソン ・室内日本選手権 ・全日本競歩能美大会

(2022年度) ~1月28日までの派遣競技会

- ・金栗記念選抜中距離 ・全日本競歩35km輪島大会 ・吉岡隆徳記念出雲陸上
- ・兵庫リレーカーニバル ・織田記念陸上 ・木南道孝記念 ・静岡国際陸上
- ・ゴールデンゲームズinのべおか ・水戸招待陸上 ・日本陸上競技選手権大会10000m
- ・SEIKOゴールデングランプリ ・日本選手権混成・U20日本選手権混成
- ・日本陸上競技選手権大会 ・布勢スプリント ・南部記念
- ・全国高等学校陸上競技選手権大会 ・実業団・学生対抗陸上競技大会
- ・全日本中学校陸上競技選手権大会 ・Athlete Night Games in FUKUI ・北海道マラソン
- ・富士北麓競技会 ・日本学生陸上競技対校選手権大会 ・全日本実業団選手権大会
- ・デンカ・アスレティック・チャレンジ2022 ・日本選手権リレー ・国民体育大会
- ・田島直人記念陸上 ・U18 / U16陸上競技大会 ・レガシーハーフマラソン
- ・全日本競歩35km高畠大会 ・防府読売マラソン ・全国中学校駅伝大会
- ・全国高等学校駅伝競走大会 ・全国都道府県対抗女子駅伝競走大会
- ・全国都道府県対抗男子駅伝競走大会

報告事例①

男子砲丸投

グライド後、サークル中央に着地した瞬間に手から砲丸が落下してサークル内でバウンドし、足止め材の横を通過して前方に転がり出た。



選手は砲丸を拾いに出てサークルに戻り時間内に試技を行ったが、サークル内でリバースできず無効試技となつた。

結果的には無効試技となつたが、最初に砲丸が落下した時点で無効試技とするかそれともこの事例のように投げ直しを認めるか。

報告事例①

TR32.14

競技者が試技中につぎのこととした時は、1回の無効試技とする。

TR32.14.1

砲丸あるいはやりをTR33.1およびTR38.1で定められた以外の方法で投げた時。

TR32.15

各投てき競技の規則に反しない限り、競技者は一度始めた競技を中断してよい。その上で、用具（投てき物）をサークルや助走路の中でも外でも一旦下に置いてもよく、サークルや助走路から出てもよい。

今回の事例では、はっきりとルールに違反しているとは言えない状況のため、無効試技とはしないという判断でも問題ないと考えられる。

報告事例②

女子三段跳

- ・3回目の試技中、競技者A, B, Cから着地地点と計測された記録が違うと抗議
- ・計測された記録が違うという抗議に対して、確認作業の結果から機器の不具合、記録表示器の設置間違いの可能性より、着地判定の誤りの可能性があることから、審判長は再試技を認めた。この再試技により、競技者A, BはTOP8に入り、7位の競技者D、8位の競技者Eは9位以下に順位を下げた。
- ・このことに対して、競技者D, Eが抗議を申し立てた。この抗議が審判長を飛び越えてジュリーにあがり、ジュリーは4回目以降の試技を行うことを説明してしまった。このことは現場の審判長、JT0に知らされることはなかった。
- ・結局、ジュリーの決定がルール通りの手順を踏んでおらず、試技を与える決定は誤りであることを伝え、競技者D, Eに謝罪して再度、審判長の説明から30分以内に上訴を行うようにアドバイスした。その結果、再び競技者D, Eは上訴に踏み切った。→裁定は却下

報告事例②

①計測機器の不具合に対処できるような準備を前もって整えておくこと

→計測結果に疑義が生じた場合は即座に確認。その結果、再試技・機器の交換など次に何を行うか素早く判断・行動できるように

②特に大規模大会では抗議・上訴の手順をしつかり確立・把握しておくこと

→審判長や抗議担当総務、ジュリーはもちろん、現場の競技役員もしっかりと抗議の手順をふまえておくことが大切。TICとの連携も大事。

抗議・上訴の手続きについて〔TR8〕

○競技終了、結果発表



○当該競技者または代理人が抗議担当総務員（審判長）に説明を求める
(口頭抗議)

- ・決勝、および予選・準決勝でも当日に次のラウンドがない場合...30分以内
- ・予選・準決勝で当日に次のラウンドがある場合...15分以内



○抗議担当総務員（審判長）から説明



○説明に納得（結果了承・確定）

抗議・上訴の手続きについて〔TR8〕

説明に納得しなかった場合…

- 上訴申立書に預託金（1万円）を添えて抗議担当総務員に提出（上訴）
 - ・抗議担当総務員（審判長）からの説明より30分以内
(当日に次のラウンドがある場合は15分以内)
- ↓
- ジュリーは関係審判員から事情聴取・資料収集→審議・裁定
- ↓
- 裁定結果を抗議担当総務員を経て当該競技者または代理人に伝達
(結果了承・確定)

基本的な流れは上述の通りであるが、事例②のように3回目終了時点までに疑義がある場合は、4回目に入る前に何らかの対応を行う必要があるのではないか。

抗議・上訴の手続きについて〔TR8〕

TR8.5 〔国際〕

フィールド種目で、もし競技者が無効試技と判定されたことに対し、直ちに口頭の抗議を行った場合、審判長は疑義があると考えたら、該当する事項を保全するためにその試技を計測、記録させることができる。

TR8.5.1

距離を競う競技種目において、もし抗議に該当する試技が、8人を超える競技者が競技する前半の3ラウンドで発生した場合で、抗議あるいはそれに続く上訴が支持された場合に限り、その競技者はそれ以降のいかなるラウンドへ進むことができる。

審判長は、無効試技の判定に少しでも確信が持てないとき、関連するすべての権利を保全するため、抗議中として競技者に競技継続を認めても良い。

抗議に関して、〔国際〕を適用する場合もあることを競技注意事項に明記するなどして、現場でスムーズに対応できるようにすることも重要

JAAF が定めている記録用紙の改訂について

競技カレンダー・記録 PT

I. 競歩審判集計表(JAAF-07)

- ① 集計表内の用語を修正しました。

Pit Lane → Penalty Zone

Enter → Entry Time

Exit → Enter Time

- ② 集計表下の失格理由の規則条文番号を修正しました。

例 : KI : 230 条 7a(ロス・オブ・コンタクト/Loss of Contact)

→ KI : TR54.7.1 (ロス・オブ・コンタクト/Loss of Contact)

- ③ いずれも用紙の内容・様式に変更はないため、2022 年 9 月に改訂版としてリリース済みです。

2. (案)科学計測装置確認書(JAAF-37)

2023 年度からの規則改正に伴い、競技終了後の確認欄を作りました。 (別資料参照)

2022 年度全国会議を経て、リリースとなります。

以 上

科学計測装置確認書

E D M / V D M

※どちらかに○をつける

種 目

実施日 年 月 日

競技開始前確認時刻 :

計測ポイント	A	B	C	その他の場所
科学計測装置				
鋼 鉄 製 卷 尺				

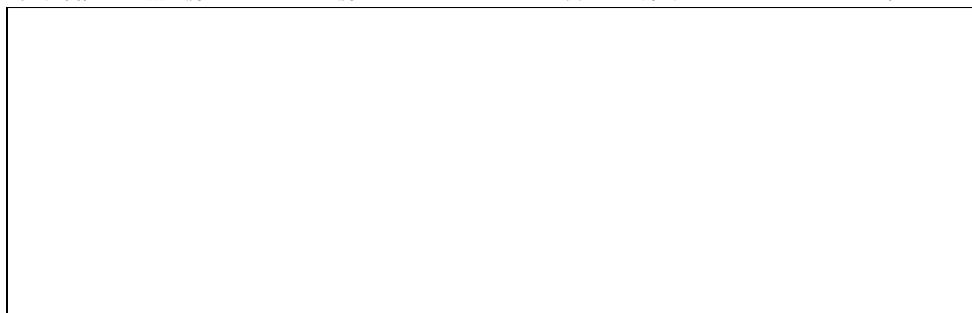
(単位 : m)

競技終了後確認時刻 :

計測ポイント	A	B	C	その他の場所
科学計測装置				

(単位 : m)

略図（踏み切り板・投てきサークル・投てきスタートラインを左側として計測ポイントをスケッチする）



審 判 長

科学計測員主任

計測担当者

J T O

* E D M : 電子光学距離測定装置

* V D M : ビデオ距離測定装置

(JAAF-37. 2023/03)

全国競技運営責任者会議

2023.2.12

競技会における広告および
展示物に関する規程

— マラソン・駅伝・競歩 —

規程に従って運営するために！！

競技運営委員会 広告PT

道路競技〔マラソン・駅伝・競歩〕 主催／主管 にあたって

事前

- ① **大会要項** 競技注意事項への、「競技用の衣類／その他のアパレルに関する規程」の記載を！
*場合によっては、「広告規程」の特別連絡も！！
*WAツアーカンペーンでは、〔国際〕ガイドライン適用

事前/当日

- ② **商標に関するチェック体制を整えて！！**
- ◆： 招集場所〔事前会場・各中継所〕
 - ◆： 商標に関するチェック項目の整理

道路競技〔マラソン・駅伝・競歩〕 主催／主管 にあたって

大会要項や競技注意事項に謳った事項の 履行のため
事前/当日

②商標に関するチェック体制を整えて！！

◆： 招集場所〔事前会場・各中継所〕

*担当する競技役員 競技者係/点呼担当

◆： 商標に関するチェック項目の整理

②商標に関するチェック体制を整えて！！

【C7.4 16】 大会での実施

◇： 招集場所
〔 事前会場 ・ 各中継所 〕

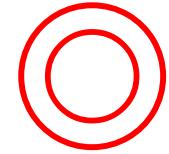
* 担当する競技役員
競技者係／点呼担当

②商標に関するチェック体制を整えて！！

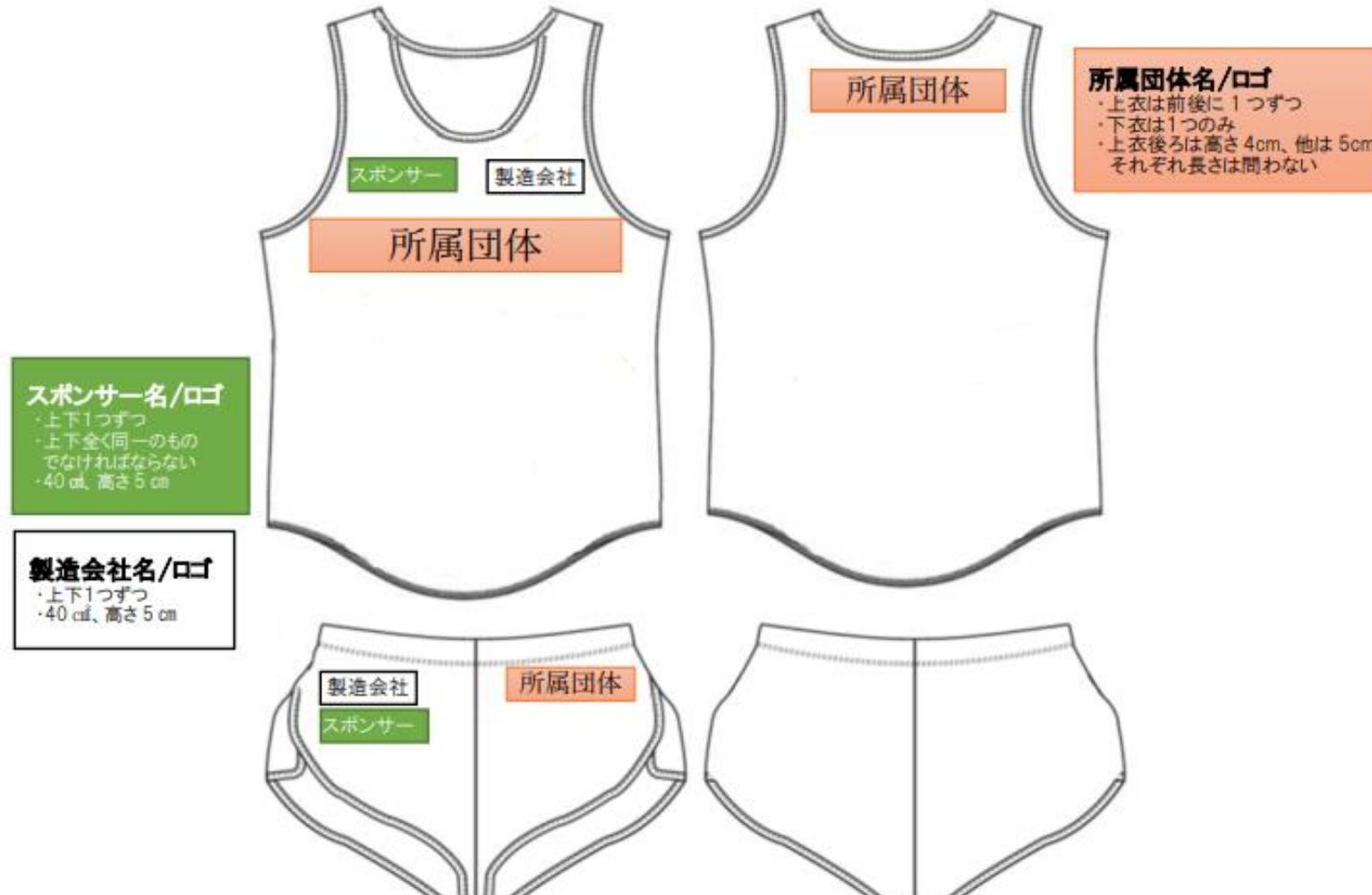
◆：商標に関するチェック項目の整理

チェックポイントNo1

競技用のユニフォーム



国内大会例（クラブチーム・個人用）



チェックポイントNo2 競技用のユニフォームの 注意点

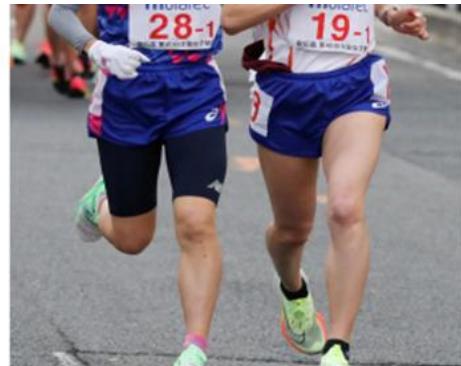


スパッツ：

装飾的なデザインマークの幅は着用時

10cm以内で、アルファベット他、文字は 不可

✗



✗

ランパンとスパッツの重ね履き

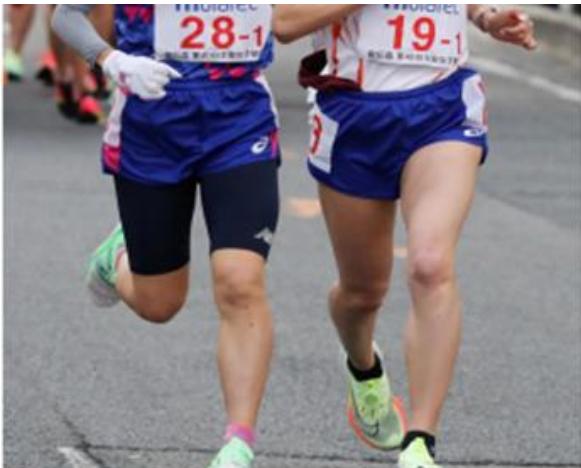
双方に 製造会社名/ロゴが掲出されているケース

ランパンとスパッツの重ね履き

双方に 製造会社名/ロゴが掲出されているケース

優先事項

主催者提供ユニフォーム/提供スポンサーの保護



*この場合は、黒スパッツのロゴのマスキング！

チェックポイントNo3

その他のアパレル



漏れが目立つ！！

手袋

帽子

ヘッドバンド

ソックス類

メガネおよびサングラス

アームウォーマー
レッグウォーマーなど

製造会社名/ロゴ

6cm²- 最大高さ3cm

*メガネ・サングラスは2つ表示できる。

所属団体名/ロゴまたは、学校名/ロゴ

(所属団体名/ロゴ) または (学校名/ロゴ) を1つ/一箇所 表示できる。
(所属団体名/ロゴ) : 6cm²まで
(学校名/ロゴ) : 大きさの制限なし

チェックポイントNo3-1

『その他のアパレル』には、スポンサー名/ロゴや、
製造会社の装飾的なデザインマークは掲出できない

靴下、ヘッドギア、帽子、ヘッドバンド、手袋、アームバンド、
メガネ、サングラス、アームウォーマー、レッグウォーマー etc

- ・ 製造会社名/ロゴ： 1つ / 一箇所 6 cm^2 (高さ 3 cm) まで
- ・ 所属団体名/ロゴ または 学校名/ロゴ： 1つ/一箇所
所属団体名/ロゴ： 6 cm^2 まで 学校名/ロゴ： 大きさの規制なし

チェックポイントNo3-2
『アームウォーマー』には、
装飾的なデザインマークは
掲出できない！！



製造会社名/ロゴは、6 cm²以内〔高さ最大3cm〕

競技会当日に違反とされるアパレル他

- 参考資料
 - * 関東学連の取り組みから

箱根駅伝予選会・本大会出場大学から
使用が予想されるウェア、アパレル等を撮影し、申告させ
事前チェックを行った。

事前配布資料からの質問 No.1

Q：箱根駅伝の事例がありますが商標の大きさもわからずらく赤バツとそうでないものの区別がわからぬい。

A：「このような『その他のアパレル』を事前にチェックした」例です。「~~×~~」表示のものは、現在、規程違反と確認できているものです。
「~~×~~」がついていないものも、現地で、サイズ等確認をしました。



6 cm²以内違反



着用時 6 cm²以内 / 装飾的なデザインマーク不可



6 cm²以内違反/高さ 3 cmまで 違反



その他着用物

※帽子・手袋・アームウォーマー・ベルト等



6 cm²以内違反



その他着用物

手袋・アームウォーマー等

6 cm²以内違反





ロゴ『*a*』の他に、
商品スローガン：『LIVE IN THE MOMENT』掲出



製造会社名/ロゴ 2 個及び、
40cm² 違反



製造会社名/ロゴ
40cm² 違反



6 cm² 以内 違反

×



ロゴ『*a*』の他に、
商品スローガン：『LIVE IN THE MOMENT』掲出

×



6 cm²以内違反



×

×

6 cm²以内違反/ 2 個

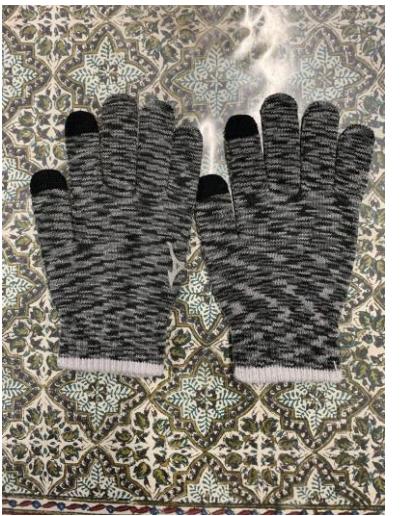
ユニフォーム以外の着用物すべて

(帽子・手袋・アームウォーマー・レッグウォーマー・サングラスなど)



その他着用物

※帽子・手袋・アームウォーマー等



* 『2XU』（ツータイムズユー）について、規程〔40cm²以内〕をクリアした商品も販売されてきた。
あくまでも着用時のサイズで。



道路競技〔マラソン・駅伝・競歩〕 主催／主管 にあたって

- ①大会要項 競技注意事項への、「競技用の衣類 / その他のアパレルに関する規程」の記載を！
*場合によっては、「広告規程」の特別連絡も！！
*WAツアーカンペーンでは、〔国際〕ガイドライン適用
- ②商標に関するチェック体制を整えて！！
- ◆： 招集場所〔事前会場・各中継所〕
 - ◆： 商標に関するチェック項目の整理

道路競技〔マラソン・駅伝・競歩〕 主催／主管 にあたって

①大会要項 競技注意事項への、「競技用の衣類 / その他のアパレルに関する規程」の記載を！

大会要項

競技規則

20XX年度…「日本陸上競技連盟競技規則」及び「競技会における広告および展示物規程」による。

『競技会における広告および展示物規程に定める
〔国内〕（1）から（5）の競技会の場合、下線部を入
れる』

『2023－2024ハンドブック』に記載例を掲載予定です。

●競技規則	202X年度日本陸上競技連盟競技規則および、競技会における広告および展示物規程による。
●競技場内で着用できる衣類と持ち込める物品について	<p>競技会における広告および展示物規程により、競技場内で着用できる衣類等に掲出できる製造会社名/ロゴ、スポンサー名/ロゴの大きさ、数については下記の様になっている。 事前に確認しておくこと。違反した場合にはテープ等でマスキング処置を行う。</p> <p>〈アスリートキット〉</p> <p>(1) 競技用の衣類（トップス、ベスト、パンツ、レギンスなど）、ウォームアップ用の衣類、セレモニーキット、トラックスーツ、Tシャツ、スウェットシャツ、スウェットパンツ、レインジャケット</p> <p>○上衣 下衣〔それぞれ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造会社名/ロゴ：1つ/一箇所 40cm^2 (高さ5cm) まで ・スポンサー名/ロゴ：1つ/一箇所 40cm^2 (高さ5cm) まで ・所属団体名/ロゴ または 学校名/ロゴ： 〔所属団体名/ロゴ〕 上衣 前後 各一箇所 *長さは問わないが、高さは 前：5cm、後ろ：4cm まで 下衣 一箇所 *長さは問わないが、高さは 5cm まで 〔学校名/ロゴ〕 上衣・下衣 大きさの規制なし <p>(2) 競技者が着用するあらゆる<u>その他のアパレル</u>（靴下、ヘッドギア、帽子、ヘッドバンド、手袋、アームバンド、メガネ、サングラス、アームウォーマー、レッグウォーマー etc）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造会社名/ロゴ：1つ/一箇所 6cm^2 (高さ3cm) まで *メガネおよびサングラスについては、製造会社名/ロゴを二箇所掲出できる ・所属団体名/ロゴ または 学校名/ロゴ：1つ/一箇所 〔所属団体名/ロゴ〕 6cm^2 まで 〔学校名/ロゴ〕 大きさの規制なし *その他のアパレルには、スポンサー名/ロゴや、製造会社の装飾的なデザインマークは掲出できない。 <p>〈個人の所有物およびアクセサリー〉</p> <p>(1) タオル バッグ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造会社名/ロゴ：1つ/一箇所 40cm^2 (高さ5cm) まで ・スポンサー名/ロゴ または 競技者名/競技者個人のハッシュタグ： 2つ/二箇所 それぞれ 40cm^2 (高さ5cm) まで *バッグについては、スポンサー名/ロゴのうち1つ/一箇所を、次のいずれかに変更できる 〔所属団体名/ロゴ〕 長さは問わないが高さは5cmまで 〔学校名/ロゴ〕 大きさの規制なし <p>(2) 飲料ボトル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドリンクの提供者、製造会社、 および（または）アスリートスポンサー名/ロゴ：2つ/二箇所 それぞれ 40cm^2 (高さ5cm) まで *ペットボトルを持ち込む場合はラベルをはがすこと。

道路競技〔マラソン・駅伝・競歩〕 主催／主管 にあたって

事前

- ①大会要項 競技注意事項への、「競技用の衣類 / その他のアパレルに関する規程」の記載を！

*場合によっては、「広告規程」の特別連絡も！！

*WAツアーカンペーンでは、〔国際〕ガイドライン適用

事前/当日

- ②商標に関するチェック体制を整えて！！

- ◆： 招集場所〔事前会場・各中継所〕
- ◆： 商標に関するチェック項目の整理

現場での対応

【C7.4】競技者に対する 違反と救済処置

競技用の ユニフォーム

- ・スポンサー名/ロゴ 違反：
『厳重注意』 ➡ 次回以降、参加が認められない可能性を指摘。
*可能なら改善処置を！ 無理な場合は そのままも。
- ・重ね着、重ね履きにかかる違反：
『改善指導』 ➡ マスキング or どちらか1枚の着用

その他のアパレル

- ・製造会社名/ロゴ、装飾的デザインマーク 違反：
『改善指導』 ➡ 着用しない or マスキング or 裏返し
バッグやシューズ袋他、一切を配付袋に入れさせる例もある！

事前配布資料からの質問 No.2

Q：東京マラソンのような何千人、何万人規模の大会の対応は？

A：マラソンについては、

- ・ワールドアスレチックラベルロードレース（東京など）

- * WAガイドライン 適用

- ・ジャパンマラソンチャンピオンシップシリーズ

- * 国内ガイドライン 適用

◇いずれも、『該当カテゴリー 部門』出場者が対象。
上記以外、一般的な、大規模市民マラソンは想定していないが、大会要項・競技注意事項等に「広告規程適用」と謳った場合は、同様にお願いしたい。

また、招待選手がいる場合は、事前に 招待選手に 国内ガイドラインをご案内いただきたい。

☆エリート競技者には、厳格に適用を！！

《想定質問》 WR k

Q: ト ラ ッ ク & フ ィ ール ド も 含 め、WR k 対 象 競 技 会 で の 、
『 広 告 規 程 』 の 扱 い は ?

- 下記以外の競技会
* 国内 ガイドライン 適用
- WA ラベル大会、CT (コンチネンタルツア-) 、
アジアパ -ミットなどの国際競技会
* WA ガイドライン 適用

広告展示物規則検討PTから

お知らせ

アスリートビブス
(含 セレモニービブス) 作成に関して

広告規程C7.4 8.2 の誤訳訂正に伴う、
WA規則TR5[国内]との齟齬

C7.4 8.2 * 359頁

〈原文〉

- The height of the Athlete identification on the Bibs shall be not more than 6cm. The identifications shall be easily visible.

〈現在〉

- 競技者識別表示の高さは6cm以上とし、見やすいものとする。

〈変更〉 ※誤訳の訂正

- 競技者識別表示の高さは6cmを超えてはならず、見やすいものとする。

競技規則 TR 5 アスリートビブス（ビブス） *104頁

〔国内〕

- i アスリートビブス（ビブス）は、各人に4枚を交付することが望ましい。
- ii アスリートビブス（ビブス）の大きさは、横24cm以内×縦16cm以内とし、個人を識別する文字や数字等の大きさは縦最低6cm～最高10cmとする。腰ナンバー標識は12cm×18cmを標準とする。
- iii アスリートビブス（ビブス）上部の広告（スポンサー名）は、縦6cm以内、横24cm以内とする。
- iv アスリートビブス（ビブス）の広告は、男女別および種目別に分けることができる。
- v アスリートビブス（ビブス）の下部の大会名等は、縦4cm以内とする。
- vi アスリートビブス（ビブス）の広告を含め、競技者がアスリートビブス（ビブス）を切ったり、曲げたり、文字を隠したりした時は、出場停止にすることができる。

広告規程C7.4 8.2 の誤訳訂正に伴う、 WA規則TR5[国内]との齟齬

- 2019ルールブックまで第143条〔国内〕（ビブスサイズは横24cm×縦20cm）で、広告規程では 最低6cm、最大10cmとされていた。
- 2021ルールブック以降、ビブスの縦が縮小（16cmに）されたが、TR5（旧143条）の〔国内〕の最高値（10cm）が残り、広告規程側で広告表示の縦幅を指定するにあたり、整合性を図るため。

*本来、ビブスの縦幅がWAで変更された際、TR5〔国内〕
最低6cm～最高10cmについてと、広告規程C7.4 8.2 を
併せて検討しなければならなかった。

広告を掲出するアスリートビブスの作り

競技規則TR5〔国内〕 ii の修正

ルール変更による修正箇所		
TR5 〔国内〕	ii アスリートビブス（ビブス）の大きさは、横 24 cm 以内×縦 16 cm 以内とし、個人を識別する文字や数字等の大きさは縦最低 6cm～最高 10cm する。腰ナンバー標識は 12cm×18cm を標準とする。	ii アスリートビブス（ビブス）の大きさは、横 24 cm 以内×縦 16 cm 以内とする。個人を識別する文字や数字等の大きさは、競技会における広告および展示物に関する規程参照。腰ナンバー標識は 12cm×18cm を標準とする。
TR5 〔注意〕	■ アスリートビブス（ビブス）上部の広告（スポンサー名）は、縦 6 cm 以内、横 24 cm 以内とする。 ■ アスリートビブス（ビブス）の広告は、男女別および種目別に分けることができる。 ■ アスリートビブス（ビブス）の下部の大会名等は、縦 4 cm 以内とする。 ■ アスリートビブス（ビブス）の広告を含め、競技者がアスリートビブス（ビブス）を切ったり、曲げたり、文字を隠したりした時は、出場停止にすることができる。	(詳細は広告および展示物に関する規程参照)

C7.4 8 アスリートビブス

*追記修正

- 8.1 ビブスの最大の…。
- 8.2 競技者識別表示の高さは**6cmを超えてはならず、見やすいものとする。**
- 8.3 競技会の種目ごとに…。
- 8.4 競技者識別表示より上の…。
- 8.5 競技者識別表示より下の…。
- 〔国内〕競技者識別表示より…。
- 8.6 ビブスは、競技役員が……の視認性を最大限確保できる……よう印刷……ならない。

〔国内〕

- i 上部の広告は、高さ 6 cm以内とする。
- ii 下部の広告や大会名等は、高さ 4 cm以内とする。
- iii 広告を表示しない場合は、空いている余白を競技者識別表示に使用してもよい。

- 8.7 ビブスとビブスの番号（…）…。
- 8.8 種目ごとに異なる…。
- 〔国内〕駅伝競走…。

広告を掲出するアスリートビブスの作り

TR5 〔国内〕	<p>ii アスリートビブス（ビブス）の大きさは、横 24 cm 以内×縦 16 cm 以内とし、個人を識別する文字や数字等の大きさは縦最低 6cm～最高 10cm する。腰ナンバー標識は 12cm×18cm を標準とする。</p>	<p>ii アスリートビブス（ビブス）の大きさは、横 24 cm 以内×縦 16 cm 以内とする。個人を識別する文字や数字等の大きさは、競技会における広告および展示物に関する規程参照。腰ナンバー標識は 12cm×18cm を標準とする。</p> <p><small>（詳細は広告および展示物に関する規程参照）</small></p>
TR5 〔注意〕	<p>■ アスリートビブス（ビブス）上部の広告（スポンサー名）は、縦 6 cm 以内、横 24 cm 以内とする。</p> <p>■ アスリートビブス（ビブス）の広告は、男女別および種目別に分けることができる。</p> <p>■ アスリートビブス（ビブス）の下部の大会名等は、縦 4 cm 以内とする。</p> <p>■ アスリートビブス（ビブス）の広告を含め、競技者がアスリートビブス（ビブス）を切ったり、曲げたり、文字を隠したりした時は、出場停止にすることができる。</p>	
競技規則TR 5 〔国内〕		
広告規程 C7.4 8 〔国内〕		

〔国内〕
アスリートビブス 作成に関して

実質の変更はありません！

←----- 24cm -----→

↑
6cm
↓

広告/スポンサー名

↑
6cm
↓

数字や競技者名 等

↑
4cm
↓

広告/スポンサー名、大会名 等